

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
平成 24 年度 実施状況報告

平成 2 5 年 1 0 月

三 重 県

三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画

平成 24 年度 実施状況報告

本県では、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」(以下「条例」という。)の基本理念に位置づけられた4つの基本的施策の推進に向けて、平成24年3月に策定した「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」(以下、「基本計画」という)及び「同行動計画」(以下、「行動計画」という。)に基づき、農業及び農村の活性化に取り組んでいます。

4つの基本的施策

安全・安心な農産物の安定的な生産及び供給
農業の持続的な発展を支える農業構造の確立
地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進
農業・農村を起点とした新たな価値の創出

基本計画に基づく当該年度の施策の実施状況については、条例第9条第5項に規定に基づき、毎年一回、とりまとめて公表することとしています。

このたび、平成24年度の実施状況がまとまりましたので、ここに公表するものとしします。

基本計画の基本施策と施策展開内容に基づく行動計画の体系

基本施策	基本事業	目次
I 安全・安心な農産物の安定的な供給 (P3)	(1) 需要に応じた水田農業の推進	P4
	(2) 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進	P8
	(3) 活力ある畜産業の健全な発展	P13
	(4) 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保	P18
II 農業の持続的な発展を支える農業生産構造の確立 (P22)	(1) 地域の特性を生かした農業・農村の活性化	P23
	(2) 地域の持続的な営農の仕組みづくり	P27
	(3) 多様な農業経営体の確保・育成	P31
	(4) 農業生産基盤の整備・保全	P36
	(5) 農畜産技術の研究開発と移転	P40
III 地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持増進 (P44)	(1) 安全・安心な農村づくり	P45
	(2) 獣害につよい農村づくり	P48
	(3) 人や産業が元気な農村づくり	P52
	(4) 多面的機能の維持増進	P56
IV 農業・農村を起点とした新たな価値の創出 (P59)	(1) 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり	P60
	(2) 新たなマーケティング戦略の展開	P64
	(3) 県民の皆さんと農業との支え合う関係づくり	P67

基本施策Ⅰ 安全・安心な農産物の安定的な供給

めざす方向	<p>消費者に信頼される安全・安心な農産物を安定的に供給するため、効率的な生産体制のもとで多様化する消費者や食品産業事業者のニーズに的確に対応できる生産・流通体制の整備を進めます。</p> <p>また、行政による農薬等の使用や食品表示についての適切な監視・指導を行うとともに、食に対する一層の安心感、信頼感の醸成を図るため、生産、加工、流通に携わる人びとによる自主衛生管理の定着を促進します。</p>				
基本目標指標	数値目標	食料自給率（カロリーベース）			
		計画策定時 平成 23(2011) 年度	実績値(目標値) 平成 24(2012) 年度	行動計画の目標 平成 27(2015) 年度	基本計画の目標 平成 33(2021) 年度
		42% (平成 21 年度)	42% (45%) (平成 23 年度)	46% (平成 26 年度)	51% (平成 32 年度)
目標項目の説明	<p>県民の皆さんが食料として消費する農水産物のうち県内農水産物により供給が可能な割合（農林水産省「都道府県別食料自給率」）。平成 27 年度の目標値は、平成 28 年春に把握できる平成 26 年度の概算値により測ることとします。</p>				
平成 24 年度評価	<p>基本目標指標の「食料自給率」については、米の作況がやや低下し、生産量が減少したことなどから、目標を達成できませんでした。県産農産物の供給力向上に向け、需要に応じた米の計画的生産や麦・大豆の生産量の拡大、野菜・果樹のリーディング産地の育成などに取り組む必要があります。</p> <p>基本事業については、飼料用米など新規需要米の生産拡大やリーディング産地の育成、家畜防疫などに取り組みましたが、「みえの安全・安心農業」の推進については目標を達成できませんでした。GAP 導入に向けた指導員のスキル向上や、生産者の意欲醸成などにより、「みえの安全・安心農業」の取組を加速させる必要があります。</p>				

＜基本施策を構成する基本事業＞

- 【基本事業 1】 需要に応じた水田農業の推進
- 【基本事業 2】 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進
- 【基本事業 3】 活力ある畜産業の健全な発展
- 【基本事業 4】 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

【基本事業 I-1】 需要に応じた水田農業の推進（主担当：農産園芸課）

基本事業の取組方向

食料自給力の向上のため、麦・大豆・新規需要米等を戦略作物と位置づけ、国の食料政策等を効果的に活用しながら消費者や食品産業事業者への需要開拓・拡大の促進に積極的に取り組むとともに、消費者に支持される米づくりなど需要に応じた生産や効率的な生産体制の構築を進めることにより、水田の有効活用を図ります。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	水田利用率			
目標項目の説明	水田面積における作付面積の割合（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 （平成23年度）	行動計画の目標 （平成27年度）		基本計画の目標 （平成33年度）
	93%	96%		102%
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	94.0%	94.5%	95.0%	96.0%
実績値	94.3%			
達成率	100%			
評価	水はけが悪いなど麦・大豆の作付けが難しい地域において、飼料用米など新規需要米の生産拡大等に取り組んだ結果、平成24年度の水田利用率については目標を達成しました。引き続き、需要に応じた米の計画的な生産や、食品産業事業者等のニーズを踏まえた麦・大豆等の生産拡大を進めます。			

平成24年度の取組状況

1 食料自給力の向上、水田の有効利用を図る総合的な対策

- ① 農業者戸別所得補償制度の積極的な活用に向け、集落営農推進大会やブロック別推進会議、研修会などにおいて制度の説明を行いました。農業者戸別所得補償制度の交付対象面積は米16,338ha（対前年437ha増）、新規需要米834ha（対前年176ha増）と前年を上回る実績となりました。湿害を受けやすい地域において、新規需要米などへの転換が進み、麦については5,970ha（対前年289ha減）、大豆については3,875ha（対前年152ha減）と前年を下回る実績となりました。
- ② 水稻種子等の安定供給に向け、種子生産農家への優良種子の生産指導、的確な種子審査等を行うとともに、三重県米麦協会が行う種子の安定供給、需給対策等に要

する経費等の一部を負担しました。水稻種子更新率については84%（対前年比0.5%増）と、前年を若干上回る状況となりました。

水稻の生産コストの低減や品質向上に向け、国補助事業の活用により、生産者団体等による共同利用施設の整備を支援したところ、水稻共同育苗施設、ライスセンター及び米の色彩選別機が新しく整備されました。

2 消費者等に支持される競争力ある米づくり

本県の中心品種であるコシヒカリの品質向上に向け、登熟期の適正な水管理や施肥技術の改善など栽培指導等に取り組みました。本県の平成24年産米の1等米比率は、54.1%（速報値）（対前年比5.5%増）と平成23年産よりも向上しましたが、依然、全国平均（78.3%速報値）よりも低い状況です。

高温障害の出にくい県育成の新品種「三重23号」について、関係機関等で設置した「三重の新たな米協創振興会議」の取組を通じて、公募により選定した生産者による高品質生産を推進したほか、米流通卸売業者と連携し、品質基準に適合したものを商品名「結びの神」として、県内外に販売しました。平成24年産の生産状況は、生産者等20件、栽培面積約30haで、出荷数量約145tとなり、このうち128tを「結びの神」として販売しています。

「結びの神」の知名度向上のため、ポスター等の販促グッズの作成、県内量販店での試食イベントの開催、高校生レストラン「まごの店」や外食店舗へのサンプル提供に取り組みました。また、首都圏の量販店3店舗で、試験販売を通じた市場調査を実施しました。「結びの神」の取扱店舗は、県内すし店や量販店など10店舗となりました。

3 麦・大豆の作付拡大と新たな需要の開拓

需要に応じた麦、大豆の品質確保及び生産性の向上に向け、生産者団体による麦・大豆の共励会や研修会の開催を支援しましたが、麦の作付面積は6,050ha（対前年比96%）、大豆の作付面積は4,120ha（対前年比98%）と前年を若干下回りました。

麦、大豆の品質及び単収の向上対策として、小麦については「農林61号」から病気に強く収量性の高い「さとのそら」への品種転換を推進するとともに、大豆については、湿害を回避する耕起・播種技術である「大豆300A技術」の普及を行いました。その結果、小麦の「農林61号」から「さとのそら」への品種転換は約400ha（対前年約390ha増）、「大豆300A技術」の導入面積は約653ha（対前年約155ha増）の実績となりました。

需要が供給を上回っている小麦については、栽培性に優れた新品種「さとのそら」導入に向け、製麺業者等実需者と連携し、うどんの加工適性試験を実施しました。また、新品種導入に対する実需者の理解を得るため、産地見学会の開催や産地情報提供に取り組みました。新品種「さとのそら」のうどんへの加工適性が認められ、新品種導入に向けた実需者の一定の理解を得ることができました。

4 新規需要米等の導入促進と、販路の確保・拡大

麦・大豆の生産が難しい地域において、農業者戸別所得補償制度の活用普及により、新規需要米等（米粉用米、飼料用米及び加工用米）の導入を推進したほか、安定生産に向けた技術指導を行いました。新規需要米等の作付面積は、米粉用米109ha(対前年27ha増)、飼料用米553ha(対前年140ha増)、加工用米161ha(対前年42ha増)と大幅に拡大しました。

三重県産米粉の消費拡大に向け、食品製造事業者にサンプルを提供し、米粉を活用した新商品開発を推進しました。食品産業事業者との連携により、三重県産米粉を使用した試作品として、「米粉の焼菓子（フィナンシェ）」が新たに開発されました。

5 地域の特性等を生かした農産物（ソバ、ナタネ、マコモ等）生産促進

農業者戸別所得補償制度の活用普及により、地域の特性等を生かした農産物（ソバ、ナタネ等）の生産を推進し、ソバの作付面積は178ha（対前年18ha増）、ナタネの作付面積は36ha（対前年4ha減）となりました。

地域の特性等を生かした農産物（ソバ、ナタネ等）を活用した新商品の開発を推進するため、生産者と企業との連携による新商品開発の取組を、経費補助を通じて支援しました。その結果、製麺業者との連携により「冷凍蕎麦」と「乾麺蕎麦」が新しく開発され、近隣の直売所において取扱が開始されました。

トピックス 1

米の新品種「三重23号」が「結びの神」として首都圏デビュー！ ～三重の美味しいお米に、新しい仲間が加わりました～

近年の夏期の高温などの影響により、一部のお米で中心部や側面が白く濁るなどの品質低下がみられることから、高温でも品質が低下しない品種として「三重23号」を開発し、平成23年10月に品種出願しました。

「三重23号」は、冷めてももちりした食感があり、コシヒカリにも負けない美味しいお米です。

平成24年は、県が募集した20件の生産者・組織により約30ヘクタールで栽培され、約145トンが生産され、1等米比率は88%と、県平均（54.1%速報値）や全国平均（78.3%速報値）を上回りました。

このうち、品質基準に適合する128トンが「結びの神」として、県内はもとより首都圏の量販店や都内の高級食材販売店で試験販売されました。

「結びの神」のブランド化に向け、販売ターゲットを特定するとともに、首都圏営業拠点を活用し、集中的にPRなどの販売促進に取り組みます。



トピックス2

実需と連携した三重県産麦の振興 ～麦フードチェーンの取り組み～



「さとのそら」ほ場写真



適性評価会

近年、三重県産小麦を100%使用した「伊勢うどん」などの商品が多数開発され、県産小麦の需要が供給を大きく上回っていることから、生産者と実需者の連携による「麦フードチェーン」を構築し、小麦の生産振興に取り組んでいます。

具体的には、実需者に小麦産地の実情を理解していただくため、産地見学会の開催や産地情報の提供に取り組んだほか、栽培性に優れた新品種「さとのそら」への品種転換を進めるため、製麺業者やパン製造業者の協力により加工適性試験を実施しました。これらの取り組みにより、新品種導入に向け実需者の一定の理解を得ることができたことから、県産小麦の供給不足解消に向け、平成25年播きから、本格的に新品種「さとのそら」への品種転換を推進していきます。

今後の主な課題

平成25年度から、「農業者戸別所得補償制度」の名称を改め、実施されている「経営所得安定対策」については、今後、制度の見直しが予定されていることから、国の動向を的確に把握するとともに、新しい制度を地域に円滑に導入・定着させていく必要があります。

高温障害の出にくい県育成新品種「三重23号（結びの神）」のブランド確立に向け、県内観光施設や都市部の飲食店など、ターゲットを定めた販売促進に取り組む必要があります。

小麦、大豆については、依然として実需者の必要量を確保できていないことから、さらに生産拡大や単収向上に取り組む必要があります。

【基本事業 I-2】 消費者ニーズに応える園芸等産地形成の促進

(主担当：農産園芸課)

基本事業の取組方向

園芸等産地形成の促進に向けて、農商工連携や6次産業化なども含めた戦略的な産地経営、ブランド力の向上や販路拡大など、既存産地の充実や新たな産地の展開を通じてリーディング産地等の育成に取り組むとともに、農産物直売所等を核とした多品目適量産地づくりを支援します。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	新たな視点の産地展開に挑戦する園芸等産地増加数（累計）			
目標項目の説明	契約栽培や消費地での直接販売、産地単位での6次産業化など、新たな視点を取り入れた産地展開に取り組む園芸等産地の数（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)		基本計画の目標 (平成33年度)
	—	20産地		40産地
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	5産地	10産地	15産地	20産地
実績値	5産地			
達成率	100%			
評価	タイへのみかんの輸出や、JA直接出資の会社による青ねぎの生産など、新たな取組に挑戦する産地が育成されてきており、目標を達成しました。引き続き、産地力の強化や園芸品目の知名度向上に取り組めます。			

平成24年度の取組状況

1 リーディング産地等の育成

- ① 意欲的な生産組織等による効率的な生産体制の整備を進めるため、国補助事業を活用し、野菜及びかんきつの共同利用施設整備を支援しました。共同利用施設として、トマトの生産施設1件、かんきつの選果関連施設2件が新しく整備されました。
- ② 本県の主要な園芸品目である東紀州地域の「みかん」の輸出促進のため、生産者団体と協働して、タイ国内の高級百貨店で試食販売を通じた需要調査を実施したほか、タイ王室への三重県産みかんの献上や、在タイ日本大使館レセプションへの出品により、県産みかんのPRを行いました。官民一体となった取組により、県産み

かんの輸出実績は8.5トンと対前年1.5トン増となりました。

県育成いちご新品種「かおり野」の生産拡大につなげるため、外観はやや劣るものの糖度が通常品より高いものを、統一ブランド「つぶあまかおりの」の名称で出荷する取組を進めたところ、平成25年産より県内の量販店で販売されることとなりました。

茶のリーディング産地を育成するため、農業研究所において、被覆技術と低温保管技術を組み合わせた新商品「特別仕立てかぶせ茶」を開発し、「かぶせ茶」の産地で普及に取り組みました。茶農家2戸が生産面積20aで生産に取り組んでいます。

2 野菜産地の充実

野菜産地の充実に向け、野菜の産地改革計画を策定している56産地を対象に、計画に位置づけられている取組を支援しました。特に、トマトの産地では統一品種の導入や、青ねぎの産地ではJA出資の農業生産法人による生産など新たな取組を進めました。

野菜生産出荷安定法に基づき、野菜の安定供給を図るため、指定産地7産地及び特定産地11産地を対象に、専門的な産地指導を行うとともに、価格低落時に価格差を補填する価格安定対策事業を実施しました。野菜の価格安定対策には、指定産地では7,303トンの申し込みがあり、5,989トンで875万円が、特定産地では3,484トンの申し込みがあり、2,795トンで890万円の価格差補填金が交付されました。例年並みの交付実績となりましたが、品目別では、ネギの申し込みが増加傾向にあります。

3 多品目適量産地の育成

農産物直売所や量販店のインショップを核とした地域内流通を活性化するため、市町やJA等の関係機関と連携して、消費者ニーズに沿った新規品目の導入研修会や、加工品開発に向けた異業種交流会を、各地域で定期的に行いました。消費者ニーズに沿った新規品目導入に向けた意欲が高まっています。

4 果樹産地の強化

果樹産地の強化に向け、果樹産地構造改革計画を策定している16産地を対象に、計画に位置づけられている取組を支援しました。特に、「梨のジョイント仕立て」（導入面積5a）や「みかんの団地型マルチドリップ栽培」（実証ほ86a）など、果樹の低コスト高品質生産技術の導入を進めました。

新品種による新たなブランドづくりを目指し、県が育成したかんきつ新品種「みえ紀南1号」と「みえ紀南4号」の導入を進めました。「みえ紀南1号」の導入面積は37ha（対前年7.4ha増）と大幅に増加しました。また、「みえ紀南4号（みえのスマイル）」の導入面積は1.1ha（対前年1ha増）となりました。

「みえ紀南1号」のうち収穫時期が早く優良な品質のものを「みえの一番星」として差別化しており、一層の知名度向上のため、生産者団体によるPR活動を支援

しました。また、「みえ紀南4号」の販売時に用いる愛称について、芸術系大学や消費者等の意見を取り入れ、「みえのスマイル」に決定し、商標登録を出願しました。

5 伊勢茶のブランド化

老朽化した茶園の改植を進めるため、茶業団体等による「伊勢茶リフレッシュ運動」の取組をサポートするとともに、国補助事業の活用支援や産地での技術指導を実施しました。平成24年度の改植実績は27.1ha（対前年15.4ha増）となりました

茶の消費拡大のため、茶業団体や市町等と連携し、11月に松阪市で関西茶業振興大会（来場者700人）を開催し、試飲イベントや茶品評会などを通じて、県内外の消費者等に伊勢茶の魅力を発信しました。

安全安心の茶生産に向け、茶業団体等で組織する「安全安心な伊勢茶づくり推進委員会」と連携して、モデル茶工場として指定された11茶工場を対象に、茶工場の衛生管理の指導や伊勢茶GAP導入支援を行いました。また、安全安心に関する意識改革につなげるため、茶生産者を対象としたGAP研修会を開催しました。伊勢茶GAPに取り組むモデル茶工場は累計で16茶工場（対前年5工場増）となりました

6 花き・花木の消費拡大に向けた取組

県産花き・花木の販路開拓を促進するため、国内最大級の花の展示商談会「第9回国際フラワーEXPO」に三重県のコーナーとして15コマを確保し、花植木事業者の出展を支援しました。事前に開催した出展者の商談能力の向上を図る研修会の効果もあり、商談実績は212件となりました。

県産花き・花木の魅力を広く県民に知っていただくため、花の生産者団体等と連携して、花き品評会や植木まつりを開催しました。花き品評会への来場者は約1,000人、植木まつりへの来場者は約5,000人となりました。

県内小学校教員と連携した花育を推進するため、学校花壇コンクールに新規で取り組む学校に対し、資料の配布や種子提供による支援を行いました。学校花壇コンクールへの新規取組校は6校となり、県内での取組み総数は47校となっています。

トピックス1

東紀州地域のみかんの本格的輸出に向けて

～三重県産みかんの輸出促進のためタイでPRを実施しました～

県有数のみかん産地である東紀州地域では、平成23年よりタイ王国への県産みかんの輸出に取り組んでいます。県ではこの取組を、県産農産物輸出の先導的な取組として位置づけ、さらなる輸出促進のため、生産者団体と協働でタイ王国の高級百貨店等で試食販売による需要調査を実施しました。



また、タイ王室への三重県産みかんの献上や、在タイ日本大使館レセプションへの出品により、県産みかんのPRを行いました。

需要調査の結果、県産みかんの食味の評価は概ね高く、固定客の定着も見られる一方で、価格が高いとの意見もあり、輸出に係るコストの削減が課題となっています。

トピックス2

かおり野の別規格商品「つぶあまかおりの」の生産販売に向けて

～美味しいけれど外観が劣るいちごを別規格品として商品化しました～



「つぶあまかおりの」

シール

三重県農業研究所が開発したイチゴ新品種「かおり野」は、生産者を悩ませているイチゴの最重要病害「炭疽病」に対して抵抗性を持ち、栽培特性の面で優れているほか、食味においても、酸味が少なく、ジューシーでおいしいイチゴとして評価されています。

県では、三重イチゴのブランド価値向上につなげるため、「かおり野」の生産拡大に取り組んでいますが、生産現場では、糖度は高いものの、外観の悪い規格外品が発生することがあります。

そこで、県ではこの規格外品の特性に着目し、統一ブランド「つぶあまかおりの」の名称で出荷する取組を進めてきました。平成25年3月には商標登録の出願も完了し、平成25年産より県内の大手量販店で販売していく予定です。

今後の主な課題

生産者の高齢化や担い手不足により、野菜の産地は縮小傾向にあるため、新たな取組に挑戦する産地を今後も育成することが必要です。

果樹産地の高齢化が進むなか、引き続き、省力化が図られる低コスト高品質生産技術の導入を進めるほか、果樹の高付加価値化に向けた取組を支援する必要があります。

直売所等を核とした多品目適量産地の取組では、時期によっては、品目や数量の偏りの発生などから、価格維持や全量販売が困難な直売所も見られ、継続的な支援が必要な状況です。

伊勢茶の認知度向上に取り組んできていますが、全国的な認知度は依然として低い状況にあることから、伊勢茶の特徴を生かした新たな商品の開発とPRを進め、特に、県外での知名度向上を図る必要があります。

花き花木では、消費の拡大や販路の開拓に取り組んでいますが、販売量は伸び悩んでいるため、関西、中京圏での商談会への出展など、販路の開拓を促進する必要があります。

【基本事業 I -3】 活力ある畜産業の健全な発展（主担当：畜産課）

基本事業の取組方向

安全・安心な畜産物の安定供給と畜産農家の経営安定に向けて、生産技術や飼料自給力の向上、畜産物の高付加価値化やブランド化、基幹食肉処理施設の機能充実と必要な施設整備の検討、衛生管理の徹底や家畜伝染病監視の強化など、生産から流通・販売を通じた総合的な支援に取り組みます。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	近隣府県の畜産産出額に占める割合			
目標項目の説明	近隣府県（岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県の2府7県）の畜産物の産出額に占める本県の割合（農林水産省「生産農業所得統計」）。平成27年度の目標値は、平成28年春に把握できる最新のデータである近隣府県の畜産産出額に占める割合の平成26年度実績数値により測ることとします。			
数値目標	計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)		基本計画の目標 (平成33年度)
	13.7% (平成22年度)	14.1% (平成26年度)		14.7% (平成32年度)
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	13.8% (平成23年度)	13.9% (平成24年度)	14.0% (平成25年度)	14.1% (平成26年度)
実績値	14.4% (平成23年度)			
達成率	100%			
評価	畜産物のブランド化や家畜防疫の取組などを推進し、平成24年度目標を達成しました。引き続き、家畜防疫の取組を維持、強化していくとともに、地域畜産物のブランド力の向上などに取り組む必要があります。			

1 家畜の監視伝染病の発生予防、予察及びまん延防止体制の強化徹底

家畜伝染病の発生予防、予察及びまん延防止のため、農家巡回指導のほか、家畜伝染病予防法に基づく検査を実施しました。家畜の監視伝染病のうち重大な伝染病の発生はなく、散發で発生した届出伝染病9件についても他農場へのまん延を防止することができました。

BSE特措法に基づき、24ヶ月令以上の死亡牛を全頭検査し、全頭陰性であったことを確認しました。

高病原性鳥インフルエンザの発生に備えて、防疫作業手順を確認するため、県内8地区で防疫演習を開催したほか、鳥インフルエンザ対策対応マニュアルを円滑に機能させるための講習会を開催しました。

家畜伝染病の万一の発生に備え、農場カルテを最新情報に更新しました。

県産牛肉の安全安心を確保するため、放射性物質に係る県産肉用牛の全頭検査を10,486頭で実施し、基準値以下であることを確認しました。

農場HACCP方式の普及・定着を進めるため、伊賀地域の14戸の肉牛農家や関係者を対象に研修会を開催しました。

2 動物用医薬品や飼料の適正使用の促進のための監視・指導

動物用医薬品の適正使用と流通状況を確認するため、県内64件の販売店と128戸の畜産農場に対して立入検査を実施し、適正な販売、使用実態を確認しました。

飼料の適正流通を図るため、県内46件の販売店と128戸の畜産農場に対して立入検査を行い、適正な販売、使用実態を確認しました。

3 基幹食肉処理施設の機能充実や衛生管理の強化・徹底

安全・安心な食肉を安定的に供給するため、関係市町と連携して、基幹食肉処理施設である「松阪食肉流通センター」の施設改善を支援しました。

老朽化した松阪食肉流通センターの施設整備に関する課題を整理するため、「施設整備検討委員会行政部会」に参画し、今後の施設整備のあり方に関する報告書を取りまとめました。

四日市畜産公社の経営健全化のため、役員会等に参画し経営改善支援に取り組みました。四日市畜産公社の累積赤字解消に向けて、経営改善の検討が進みました。

4 畜産物の高付加価値化、ブランド確立

畜産物の高付加価値化に向けた取組として、畜産研究所において、熊野地鶏への飼料用米給与技術の研究に取り組み、生産者に技術移転しました。

「いなべ和牛」のブランド確立に向け、新しく設立された「いなべ和牛推進協議会」の取組に対して、販売促進や品質向上などのアドバイスをを行いました。

5 肉用子牛の安定的な県内自給体制の確立

肉用子牛の安定的な県内自給体制を確立するため、受精卵移植技術の活用により、畜産研究所で生産した受精卵を延べ85頭の乳用牛へ移植するとともに、受胎牛が分娩した子牛18頭を育成委託農場5農場へ委託して育成しました。

これまで廃棄されていた卵巣を有効活用するため、と畜後の繁殖牛（親牛）の卵巣から採取した卵子由来の体外受精卵を2頭の乳用牛へ移植し、1頭が受胎しました。

6 飼料の自給力の向上、家畜排せつ物の適正管理に向けた指導

飼料の自給力向上のため、県内2地域（鈴鹿、伊勢）において飼料用稲の新品種「たちすずか」の実証試験を実施したほか、作付け拡大に向け、現場での技術指導を行いました。稲発酵粗飼料の生産面積は172ha（対前年9ha増）、飼料用米は553ha（対前年140ha増）となりました。

稲発酵粗飼料用稲・飼料用米の地域内流通の促進と資源循環型畜産の確立に向けて、農業者戸別所得補償制度の活用促進などにより、堆肥の散布や稲わらの飼料としての利用など、耕種農家と畜産農家が連携した取組（耕畜連携）を推進しました。県内流通量に占める耕畜連携による取組の割合は、稲発酵粗飼料についてはほぼ全量となっていますが、飼料用米については553haのうち226haと4割程度に留まっています。

家畜排せつ物の処理に対する実態調査等を踏まえ、家畜排せつ物の適正管理及び良質堆肥の生産に向けた指導、助言を行いました。家畜排せつ物の適正処理が進みましたが、一部の畜産農家については、堆肥生産技術の向上に係る指導が必要な状況です。

トピックス1

県内産肉用牛の放射線物質全頭検査を実施しています！

平成23年に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性セシウムの影響から、全国的に牛肉への不安感が高まったため、平成23年8月から、県内で肥育された肉牛を対象に放射性物質の全頭検査を実施しています。

平成24年度は10,486頭を検査し、全頭で基準値未満であることを確認しました。

消費者、流通業者が抱える県産牛肉への不安感を解消するため、平成25年度も引き続き検査を実施します。



放射性物質検査機器

トピックス2

飼料の自給力向上に向けた取組を進めています！

～稲WCS（ホールクロップサイレージ）や飼料用米の作付け拡大中～

本県の畜産業は、飼料のほとんどを海外からの輸入に依存しており、飼料価格の高騰の影響を受けて厳しい経営状態が続いています。このため、県及び関係機関では、戸別所得補償制度などの各施策を活用し、稲WCS（ホールクロップサイレージ）や飼料用米などの作付けを促進し、自給飼料の増産を図ってきました。

その結果、平成24年度の稲WCSの作付面積は約172ha（対前年9ha増）、飼料用米は約553ha（対前年140ha増）となり、近年、増加を続けています。

より安定的な畜産経営をめざしていくためには、今後も自給飼料の増産は不可欠であることから、引き続き各種施策を活用しながら飼料の生産流通を支援していきます。



「稲WCS」保管風景

今後の主な課題

畜産経営体の衛生面における危機管理意識のさらなる向上に向け、引き続き、農家巡回指導や家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、家畜防疫の取組を維持、強化していくことが必要です。

肉用子牛の安定的な県内自給体制の確立を進めていますが、体内受精卵の受胎率が全国平均を下回っており、受精卵移植技術の向上が課題となっています。受精卵移植技術の確立に向け、畜産研究所における受精卵作成技術の向上や、受精卵移植者の技術向上に向けた支援に取り組む必要があります。

配合飼料の高止まりなど、畜産経営を取り巻く環境は厳しい状況にあることから、引き続き、稲発酵粗飼料用稲・飼料用米の生産拡大に向けた栽培技術の普及や耕種農家と畜産農家の連携促進などにより、飼料の自給力を高めていくことが必要です。

畜産経営の発展に向けて、地域畜産物のブランド力の向上に取り組む必要があります。

【基本事業 I-4】 農畜産物の生産・流通における安全・安心の確保

(主担当：農産物安全課)

基本事業の取組方向

農畜産物等の安全・安心を確保するため、農薬等生産資材の適正な流通・使用や食品表示などの監視・指導、GAPやHACCPなどの手法等を活用した生産工程管理の促進を図るとともに、「みえの安全・安心農業」の定着や、生産者と消費者等とが連携した相互理解に向けた取組などを促進します。また、卸売市場の品質管理の高度化や市場の活性化を推進し、市場運営の安定化を進めます。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	GAP、土づくり、投入資源の効率利用を総合的に進める産地の割合			
目標項目の説明	「みえの安全・安心農業生産推進方針」に基づき、GAP手法の導入、土づくりの励行、投入資源の効率的な利用を総合的に推進している産地の割合（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)		基本計画の目標 (平成33年度)
	10%	60%		80%
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	30%	40%	50%	60%
実績値	21%			
達成率	70%			
評価	産地ぐるみによるGAP手法の導入を促進しましたが、意義や目的について十分に理解を得られなかったことから、目標を大きく下回る実績となりました。目標の達成に向け、普及指導員や営農指導員のスキル向上を図るほか、先進的な取組の情報共有などにより生産者の取組意欲を醸成し、現場でのGAP導入を加速させる必要があります。			

平成24年度の取組状況

1 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく、監視・指導の徹底

- ① 食の安全性を確保するため、「農畜水産物安全確保監視指導計画」を策定し、農薬や肥料、米穀等の販売業者等を対象に、計画的な立入検査等752件を実施しました。平成16年度から立入検査を計画的に実施しており、事業者の法令遵守の意識は高ま

ってきています。

2 「三重県食の安全・安心確保基本方針」に基づく、正しい情報の提供

県民が「食の安全・安心」に関する知識と理解を深め判断、選択を行えるよう、ホームページ「食の安全・安心ひろば」による情報提供を行いました。

「食の安全・安心」に対する県民の意識動向を把握するため、メールによる県民意識調査を実施しました。その結果、食の安全性に不安を感じる方が全体の約半数を占めたほか、比較的若い世代で食の安全への関心度が低くなる傾向が見られました。

「食の安全・安心」に関する正しい情報を分かりやすくお伝えするため、県民の皆さまが開催する自主勉強会や集会などに出席し、「みんなで取り組む食の安全・安心」などをテーマに、出前トークを6回実施しました。(延べ419名が参加)

消費者と食品関連事業者等の相互理解を深める「食のリスクコミュニケーション」の機会として、内閣府食品安全委員会等と共催で、「食品中の放射性物質対策に関する説明会」を開催しました。(154名が参加)

3 卸売市場の指導・監督

卸売市場での品質管理・衛生管理の高度化に向け、県内各卸売市場関係者を対象に品質管理及び農業生産工程管理(GAP)に関する研修会を2回開催しました。

卸売市場における適正な業務の執行と健全な運営維持のため、平成23年度策定した三重県卸売市場整備計画(第9次)に基づき、市場における取引方法や物品の品質管理の改善に向けた指導・助言等を行いました。

4 農薬・肥料の適正な使用及び流通に向けた監視・指導

農薬・肥料の適正な使用及び流通を進めるため、肥料生産業者・販売業者への立入検査を214件、収去検査を8件実施したほか、農薬販売店への立入検査を186件実施しました。

農薬使用をする生産者組織を対象に、農薬の安全使用に関する研修会を568回開催しました。農薬の適正使用に関する生産者の意識は年々高まりつつありますが、正確な情報を記載する必要のある農薬履歴に誤りがある事例も散見されました。

農薬の販売・使用等に関する資質の向上をはかるため、農薬販売者や造園業者など、農薬による防除を行う方々を対象として、農薬に関する専門的な研修を実施し、一定水準以上の知識を有する方々を農薬管理指導士として新たに57名を認定し、登録者数は1,352名となりました。

農薬の安全使用の重要性について、県民全体の意識の向上を図るため、安全啓発チラシを作成し、市町と連携して広く周知しました。

5 農薬だけに頼らない防除体系の導入促進

病害虫の発生動向に即した適時、的確な防除を促進するため、病害虫の発生予察情報を10回、技術情報を17回提供しました。

総合的に病害虫や雑草を管理するIPM（総合的病害虫・雑草管理）の導入を推進するため、平成23年度までに実施したモデル事業の結果を踏まえ、平成17年度に作成した「IPM実践指標」を農業者が使いやすいよう見直しました。また、IPMの普及に向け、環境保全に効果の高い営農活動を支援する、国の「環境保全型農業直接支援対策」の県特認取組として、平成25年度より新たに「IPM実践技術の実践」を追加することとなりました。

6 産地ぐるみによるGAPの導入など、「みえの安全・安心農業」の推進

産地において、安全安心な農産物生産システムを構築するため、指導者・農業生産者・経営者を対象に「三重県型GAP」導入支援研修会を7回開催しました。

産地ぐるみによるGAPの導入を進めるため、産地においてGAPの普及啓発を行ったほか、産地が開催するGAP研修会や、産地指導者のGAP導入活動等に対し支援を行いました。三重県型GAPの導入産地は、38産地（対前年12産地増）、産地導入率は33%（対前年比11%増）となりました。

現地指導や研修会の開催により、土づくりや投入資源の効率的活用等に取り組む「みえの安全・安心農業」の産地への導入を推進しました。産地での理解が十分に得られなかったことなどから、みえの安全・安心農業産地導入率は21%（対前年比5%増）に留まり、年度目標の30%を下回る結果となりました。

トピックス1

GAP手法の全産地への導入を進めています！



GAP（農業生産工程管理手法）とは、農業生産者自らが農作業の点検項目を決定し、点検項目に従い農作業を行い、記録し、記録を点検・評価し、改善点を見出し、次回の作付けに活用する手法のことをいいます。

農産物の安全性や品質の向上だけでなく、環境保全や経営改善にもつながる取組であることから、全産地へのGAP導入を目指して、現場での普及活動を行っています。

平成24年度末のGAP導入率は33%に留まっているため、普及指導員や営農指導員のスキル向上を図るほか、先進的な取組の情報共有などにより、現場での普及活動を加速させます。

<取組事例>

1 市の梨産地では、梨生産組合員がJAの営農指導員及び普及指導員の支援のもとで、農作業の危害分析を行い、栽培工程特性要因図（「魚の骨」）を作成しました。この「魚の骨」をベースに、点検項目やマニュアルを整備し、PDCAサイクルの繰り返しによるレベルアップを図っています。



トピックス2

食品の放射性物質検査の情報を発信しています！

放射性物質が食品に与える影響が懸念されるなか、県産の食品に対する消費者の不安を払拭するため、県が行う放射性物質の検査等に関する情報を一元的にまとめて、ホームページ「三重県食の安全・安心ひろば」で発信しています。

また、消費者と食品関連事業者等の相互理解を深める「食のリスクコミュニケーション」の機会として、内閣府食品安全委員会等と共催で、「食品中の放射性物質対策に関する説明会」を開催しました。この説明会には154名の参加があり、消費者、食品製造事業者及び学校関係者等と意見交換を行うことができました。

食に関する情報が氾濫する中、関係者の相互理解を深めるため、引き続き、ホームページによる分かりやすい情報発信や、「食のリスクコミュニケーション」の機会確保に取り組めます。



「食品中の放射性物質対策に関する説明会」

今後の主な課題

農薬・肥料の立入検査等については、監視指導の実施等により販売業者等の法令順守意識は向上していますが、一部販売店で帳簿等の未整備等があることから、適正管理を促す指導を行っていく必要があります。

平成24年度末のGAP導入率は33%に留まっているため、普及指導員や営農指導員のスキル向上を図るほか、先進的な取組の情報共有などにより、GAP導入に向けた生産者の意欲を醸成し、現場でのGAP導入を加速させる必要があります。

2 基本施策Ⅱ 農業の持続的な発展を支える 農業生産構造の確立

めざす方向	<p>意欲ある多様な農業者を確保・育成するため、農地集積等による経営規模拡大や集落営農組織の設立を促進するとともに、新規就農者や企業などの新たな参入を促進する環境整備に取り組みます。</p> <p>また、農業者の経営発展や産地の強化・充実を支援するため、普及活動の効果的な展開や農業団体の活発な活動を促進するとともに、農業の生産基盤を整備します。</p> <p>さらに、優良農地の確保、農業用水施設等の地域資源の有効活用、新たな商品創出につながる研究開発を進めることにより三重県農業の持続的な発展に取り組みます。</p>				
基本目標指標	数値目標	農業経営体数（認定農業者、集落営農組織等）			
		現 状 値 平成 23(2011) 年度	実績値(目標値) 平成 24(2012) 年度	行動計画の目標 平成 27(2015) 年度	基本計画の目標 平成 33(2021) 年度
	2,346 経営体	2,306(2,410) 経営体	2,610 経営体	3,000 経営体	
	目標項目の説明	積極的に経営改善や規模拡大を図ろうとする農業経営体（認定農業者及び集落営農組織等）の数（三重県調べ）			
平成 24 年度 評価	<p>基本目標指標の「農業経営体数」については、認定農業者における更新者の減少や集落営農組織の伸び悩み等により、達成することができませんでした。後継者の育成や新規参入の促進、担い手不在集落における集落営農組織の育成などに取り組む必要があります。</p> <p>基本事業については、農業・農村の活性化を目指した「地域活性化プラン」の取組や、新規就農者への支援、農業生産基盤の整備、農畜産技術の研究開発に取り組みましたが、高齢化が進む中山間地域などの担い手不在集落において持続的な営農の仕組みづくりが進まず、持続的な営農の仕組みを有する集落の割合について、目標を達成できませんでした。担い手不在集落における営農の仕組みづくりを推進する必要があります。</p>				

＜基本施策を構成する基本事業＞

- 【基本事業 1】 地域の特性を生かした農業・農村の活性化
- 【基本事業 2】 地域の持続的な営農の仕組みづくり
- 【基本事業 3】 多様な農業経営体の確保・育成
- 【基本事業 4】 農業生産基盤の整備・保全
- 【基本事業 5】 農畜産技術の研究開発と移転

【基本事業Ⅱ-1】地域の特性を生かした農業・農村の活性化

(主担当：担い手育成課)

基本事業の取組方向

農業及び農村の活性化を図るため、普及指導活動の展開や農業団体等と連携する中で、集落や産地などによる「地域活性化プラン」の策定・実践を促進するとともに、その支援体制の整備を進めます。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	地域活性化プラン策定数（累計）			
目標項目の説明	地域や産地などを単位に策定される農業及び農村の活性化のための活動プランの数（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 （平成23年度）	行動計画の目標 （平成27年度）		基本計画の目標 （平成33年度）
	50プラン	250プラン		550プラン
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	100プラン	150プラン	200プラン	250プラン
実績値	113プラン			
達成率	100%			
評価	「地域活性化プラン」の策定を着実に進めてきており、目標を達成しました。プランの実践により、新たに創出された産物や商品の販路開拓など、取組のステップアップを促していくことが必要です。			

平成24年度の取組状況

1 地域活性化プランの取組

- ① 地域資源を活用した、新たな価値の創出につながる取組を実践する集落や産地等の育成を図るため、市町やJA等と連携した「地域活性化プラン支援チーム」を編成し、平成23年度までに「地域活性化プラン」を策定した52地域を対象に、プランの実現に向けた実践活動を支援するとともに、新たな61地域において、座談会の開催等により、地域の実状に応じた地域活性化プランの策定・実践を支援しました。
- ② これまでに策定されたプランについて、販路開拓や商品開発など、ビジネス指向の取組に専門家を派遣し、平成23年度に策定した14プラン及び平成24年度に策定

した 23 プランを対象に、取組のスタートアップを促す試作・試行等への支援を行いました。

2 地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組の支援

農業及び農村の活性化に向けた取組への支援を計画的に進めるため、「普及活動基本計画（平成23年度～26年度）」に位置づけた58本の目標項目の達成に向け、普及活動を実施しました。

普及指導員のコーディネート機能を生かし、生産者や関係機関と連携して、地域農業のさまざまな課題の解決に向けた取組を支援しました。

3 普及指導員のスペシャリスト機能を生かした生産・経営管理技術の普及

意欲ある多様な農業者の経営発展を促進するため、普及指導員のスペシャリスト機能を生かして、高度な生産・経営管理技術の普及などに取り組みました。

4 農業団体の指導・監督

農業団体の健全な経営と適正な業務運営を確保するため、法令等の遵守状況（合法性）、事業目的への合致状況（合目的性）及び業務・会計の経済性の観点からの妥当性（合理性）の視点により、県内15団体を対象に検査を行い、改善を要する事項の指摘を行いました。

「購買事業における員外利用率違反」や「固定比率（固定資産に占める自己資本の割合）違反」など法令違反が判明している農業団体3件を対象に、改善計画の策定や計画達成に向けた取組を指導しました。購買事業における員外利用率違反が解消されたほか、固定比率違反については平成31年度の解消を目指し、改善計画が策定されました。

5 農業災害補償制度の円滑な運営の促進

農業災害補償制度の円滑な運営を図るため、農業共済団体と連携して農業共済事業検討会や作業部会を開催し、1県1組合化を念頭に置いた組織体制の見直しに関する検討を行いました。各団体間の温度差があり、1県1組合化に向けた合意に至りませんでした。

生産面積が拡大している大豆について、より多くの大豆生産農家が農業災害補償制度を活用できるよう、農業共済団体、市町及びJA等関係機関と連携し、農業者戸別所得補償制度の推進と併せつつ、農業災害補償制度の周知に努めました。

トピックス1

「地域活性化プラン」の取組から地域の特性を生かした新たな
商品や商品づくり等へのチャレンジが始まっています。

「地域活性化プラン」については平成23年度の52プランに加え、平成24年度
には61プランが策定され、累計113プランとなりました。

この113プランは、農産物の付加価値化(33地域)、集客交流(7地域)、新
産地づくり(7地域)、産地の強化(26地域)、直売所を核にした産地形成(15
地域)、集落営農等の強化(20地域)、地域コミュニティの維持(3地域)、障
がい者雇用(2地域)などの地域特性を生かした多様な取組に大別されます。

このうち68プランで、新たな商品や商品づくり、新たな販売手法へのチャレ
ンジが始まっています。

取組事例



直販用カタログを作成
【白鳳梨生産組合(伊賀市)】



トマトケチャップを開発
【(株)やきやまファーム(尾鷲市)】



納豆用小粒大豆を生産
【JA いなべ】
(いなべ市・東員町)



金時生姜の佃煮を開発
【(農)丹生営農組合(多気町)】



そば打ち体験メニューを開発
【布引そば大八生産組合(津市)】



樹熟五ヶ所小梅を商品化
【JA 伊勢梅部会(南伊勢町)】

トピックス2

未利用地域資源「樹熟五ヶ所小梅」を活用した
「もうかる農業」の実践を支援しています。



三重県の南勢地域に古来より伝わる「五ヶ所小梅」は地域の重要な特産物であり、県内でもその商品力の高さが認められつつあります。しかし、販売価格の低迷や生産者の高齢化、獣害などによって生産者は生産意欲を減退させており、生産量は減少の一途をたどっています。これまで地域農業改良普及センターは、栽培講習会を開催し、栽培技術の高位安定に尽力してきましたが、生産意欲を向上させるまでには至っていませんでした。

せんでした。

梅干しなどに加工した際の品質のすばらしさに定評のある「五ヶ所小梅」ですが、樹上で熟させた「五ヶ所小梅」の品質は別格といわれています。ただし、熟した梅は大変傷みやすいため、収穫が難しいだけでなく、現在の出荷体系の規格に合わせづらいなど問題が多く、部会はこれまで販売できませんでした。

地域農業改良普及センターでは、この熟した「五ヶ所小梅」の商品性に着目し、5年前から、「樹熟五ヶ所小梅」の販売実現に向けた取組を支援してきました。

五ヶ所小梅の常連顧客を巻き込んだマーケティングから始め、平成23年度からは試験販売を実施し、農家手取りも従来の2倍以上を担保できたことから、部会員にも「もうかる農業」への意欲と自信が生まれつつあります。

活性化プランの実践支援活動のなかで、商品コンセプトやロゴマークの作成を専門のデザイン会社に委託し、ハイエンド商材として相応しい資材デザインとすることができました。このことによって「樹熟五ヶ所小梅」で産地を盛り上げようという機運が高まってきています。



今後の主な課題

「地域活性化プラン」については、プランの策定支援とともに、プランの実践支援を通じ、新たに創出された産物や商品の販路開拓など、取組のステップアップを促していくことが必要です。

【基本事業Ⅱ-2】地域の持続的な営農の仕組みづくり（担当：担い手育成課）

基本事業の取組方向

集落等の地域を単位とした持続的な営農の仕組みづくりに向けて、土地利用調整ルールづくり、集落営農組織の設立や法人化等を進めます。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	持続的な営農の仕組みを有する集落の割合			
目標項目の説明	県内の農業集落に占める、集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落の割合（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)	基本計画の目標 (平成33年度)	
	29%	48%	75%	
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	35.0%	40.0%	44.0%	48.0%
実績値	32.7%			
達成率	93.4%			
評価	目標の「持続的な営農の仕組みを有する集落の割合」は、高齢化が進む中山間地域などの担い手不在集落において集落営農が進まなかったことなどから、達成できませんでした。今後は、担い手不在集落における営農の広域的なサポート体制の構築を進める必要があります。			

1 集落活動や営農活動の調整を行うリーダー人材等の育成

集落の営農活動等の調整を行うリーダー人材等の育成を進めるため、県の関係機関等で組織する「地域水田農業構造改革推進チーム」を核に、市町、JA、三重県農林水産支援センターと連携しながら、集落役員等の個別支援や組織のリーダーを育成する研修会などを開催しました。

リーダー人材育成などの取組により、法人化や規模拡大、経営の高度化など、集落営農のグレードアップに取り組む集落数が拡大し、121集落（対前年比59集落増）となりました。

2 農地の利用調整等に関する地域の仕組みづくりを促進

集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う仕組みづくりを進めるため、集落意向調査を実施し、その結果を基に、個別に集落役員等の活動を支援しました。また、集落営農を普及させるための「集落営農研修会」を開催しました。

集落等の地域を単位として農地や農作業の利用調整を行う体制が整っている集落数は、676集落（対前年23集落増）で、集落の割合は32.7%（対前年比3.7%増）となりました。高齢化が進む中山間地域などの担い手不在集落において集落営農の推進が進まなかったことなどから、目標（35%）を下回りました。

3 土地利用調整活動や集落営農組織の広域化を促進

担い手の経営規模拡大、担い手不足地域における担い手確保等を図るため、隣接する集落間の連携の場づくりなどにより、土地利用調整活動や集落営農組織の広域化を推進しました。広域化に取り組む集落営農組織は、230組織のうち、36組織（対前年2組織増）となりました。

4 意欲ある農業者への農地集積の円滑化

意欲ある農業者への農地集積を円滑に進めるため、集落等を単位とした地域での話し合い等を促すことで、担い手への農地集積ルールなどを定める「人・農地プラン」の作成を推進しました。

「人・農地プラン」は、16市町において94プランが作成されました。

市町やJA、地域の農業者への情報提供により、「農地集積協力金交付事業」や「農業者戸別所得補償制度」など、農地集積にあたって活用できる各種制度を周知しました。

意欲ある農業経営体への農地集積率は33.8%（対前年比1.2%増）となりました。

5 集落営農組織の活動の多角化や高度化、法人化の促進

集落営農組織が持続的に発展していけるよう、先進事例を紹介する研修会の開催

や、6次産業化プランナー等アドバイザーの派遣により、農商工連携や6次産業化などによる経営の多角化や高度化を推進しました。

農商工連携や6次産業化などにより、活動の多角化や高度化に取り組む集落数は121集落（対前年59集落増）となりました。

集落営農組織に対し、税理士や社会保険労務士等の経営支援スペシャリストを派遣し、集落営農組織の法人化に向けた取組を支援しました。

集落営農組織の法人化数は36件（対前年3件増）となりました。

トピックス1

～集落営農組織で新たな取組がスタート～ 金時生姜の契約栽培が始まりました。



多気町丹生の丹生営農組合は、オペレーター型の集落営農組織として、平成20年度に設立されました。20名余りの基幹オペレーターで、小麦、大豆の栽培や水稲作業の受託、野菜栽培に取り組んできましたが、平成24年度に法人化され、組織体制が強化されました。

地域農業改良普及センターでは、新規作物の導入や、6次産業化に向けた取組を推進してきたところ、平成24年度に新しい取組として、金時生姜の栽培が始まりました。県内には産地がないため先進地事例を参考に基本的な「栽培暦」を作成し、営農組合のオペレーターを対象として「しょうが栽培の基本的な栽培方法の指導」を行いました。また、収穫後には、販売先と出荷・貯蔵・輸送方法等について事前協議を行い、貯蔵・輸送中に問題が起きたときの責任の明確化を図っています。

食品製造事業者との契約栽培では、4月に定植、11月に収穫を行い、契約の1,500kgを上回る収穫ができました。

この生姜は、伊勢土産として「生姜糖」に加工され、観光地などで販売されています。

また、収穫した生姜を使った営農組合独自の新品開発（佃煮、生姜粉）も並行して進めています。



トピックス2

儲かる農業の実現を目指して集落営農をグレードアップ！

～【取組事例】6次産業化に取り組む「農事組合法人あぐりぴあ」～



米の産地である伊賀市才良地域では、ほ場整備事業完了と同時に「営農組合」を立ち上げ、小麦・大豆の転作とともに、担い手への農地集積に取り組んできました。平成21年には「農事組合法人あぐりぴあ」を設立、組合員17名で農地約29haを経営し、米、麦、大豆、野菜を生産しています。平成24年には「農産物加工施設」を整備し、6次産業化への取り組みもスタート

させました。

自家栽培の米、大豆、玉ねぎなどを活用し、「伊賀肉入りのり巻き」や「いなり寿司」「伊賀肉入りコロッケ」など、地域の特色ある商品開発に取り組むほか、毎週日曜には、直売所「ちよっくら市場」をオープンし、地域内外から訪れる客に、新鮮な自社の農産物や加工品を提供しています。

今後の主な課題

「人・農地プラン」については、担い手の不在や高齢化などの課題を抱える中山間地域での作成が進んでいません。取組が遅れている市町を中心に推進重点市町(集落等)を定め、市町、JAなどと推進方針を共有しながら、作成を進めていく必要があります。

集落における「水田営農システム」の確立に向け、高齢化が進む中山間地域などの担い手不在集落において、近隣集落との交流・連携を促すことで、広域的な集落営農の体制整備を進める必要があります。

【基本事業Ⅱ-3】 多様な農業経営体の確保・育成（担当：担い手育成課）

基本事業の取組方向

意欲ある多様な農業者の育成を図るため、経営の安定・発展のための支援を行うとともに、新規就農希望者や農業参入企業、障がい者等への就農・技術支援を通じて新たな経営体等の確保に取り組みます。また、さまざまな方針決定の場への女性の登用、女性起業家の育成等に向けた取組を進め、農業及び農村における男女共同参画を促進します。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	新規就農者数			
目標項目の説明	県内で農業へ就業した45才未満の人の数（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)		基本計画の目標 (平成33年度)
	108人 (平成22年度)	110人		110人
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	110人	110人	110人	110人
実績値	117人			
達成率	100%			
評価	関係機関と連携したきめ細かな就農相談や地域における新規就農者へのサポート体制の構築を進めたこと等により、新規就農者数について、目標を達成することができました。引き続き、就農相談の実施や地域におけるサポート体制の構築等に関係機関と連携して取り組む必要があります。			

1 就農から定着までの総合的な支援

三重県農林水産支援センターに就農総合相談窓口を開設し、就農希望者の相談にきめ細かく対応（284件）しました。

また、三重県農林漁業就業・就職フェアにおいて、農業就業の希望者に就職情報等を提供しました。これらの取組により、平成24年度の新規就農実績は152名（対前年13名増）となりました。

就農希望者が円滑に就農できるよう、就農計画の策定を支援するとともに、就農時の施設・機械の新規購入等に活用できる無利子の融資制度「就農支援資金」の貸付けを行いました。就農計画の認定実績は27件（対前年13件増）、就農支援資金制度を活用した経営開始実績は13名（対前年7名増）となりました。

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、青年就農者82名を対象に、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する青年就農給付金（準備型及び経営開始型）を給付しました。

青年就農給付金の給付を受け、本年度内に研修を修了した22名が、平成25年度以降、順次、就農する見込みとなるとともに、12名が新たに農業経営を開始しました。

地域における新規就農者の受入体制の構築を図るため、新規就農者の育成に意欲的な農業者をサポートリーダーとして登録する「みえの就農サポートリーダー制度」を創設し、サポートリーダーの活動を補助金の交付等を通じて市町とともに支援しました。

みえの就農サポートリーダー登録農業者数は119名となり、このうち、7市町において12名のサポートリーダーが、新規就農希望者13名に対して、就農サポート活動を実施しました。

2 企業の農業分野への参入を促進

企業の農業分野への参入を促進するため、県庁に窓口を配置し、市町や三重県農林水産支援センターなどの関係機関と連携して、企業からの相談にきめ細かく対応するとともに、農地の確保や技術の習得などに向け、情報提供や助言などを行いました。企業の農業分野への参入実績は、施設トマトや露地野菜など5件となりました。

3 福祉事業所の農業参入や農業者による障がい者雇用等を促進

農業分野における障がい者の就労に関する調査では、福祉事業所の農業分野への進出の意欲が高いことや、工夫により障がい者が担える農作業が数多くあることがわかりました。

障がい者の農業への参画に向けた関係者の理解を促進させるため、農業分野における障がい者雇用セミナーを開催しました。農福連携実績は5件（対前年3件増）となりました。

障がい者に適した作業体系を検討するため、5つの福祉事業所等において、農業・

農作業のユニバーサル化に向けた実証を行いました。10事例の農作業体系の工夫等の実証を行い、障がい者が担える農作業に改善することができました。

農業と福祉をつなぐ人材の育成に向け、農業大学校のカリキュラム再編の参考とするため、トライアル講座「農業と福祉」を実施しました。(受講者7名)

農業に参入する福祉事業所に対する支援体制の整備に向け、農福連携推進ワーキングを設置し、農業改良普及センターが担う支援方策などを検討しました。

4 農業の担い手となる多様な人材の育成

農業大学校の学生が円滑に就農できるよう、経営能力向上を目的に、「農大マルシェ」による農産物販売実習(11回)を実施しました。

多様な農業人材を育成するため、生涯教育の観点から、新規就農希望者などを対象にした「農業基礎研修」や、農業者などを対象にした「技術課題解決演習」などの短期研修を実施しました。(6講座、参加58名)

農業大学校において、直売など農産物の販売に意欲的な農業者を対象に、マーケティングスキル向上のための「三重のリーディング産品を支える人材育成講座」を実施しました。当講座には延べ40経営体が参加し、事業計画の作成実績は29経営体となりました。

農業大学校の学生を募集するため、県内の全高等学校への訪問、農大祭や各種イベントでの大学校の紹介や入校相談、入校希望者を対象としたオープンキャンパス等を実施しました。平成25年度入校生として、29人(対前年7人減)を確保しました。

5 機械施設の導入や融資制度の利用等の促進

農業経営体の経営の改善や多角化を進めるため、新規就農者や経営発展を目指す農業経営体に対し、国の補助事業「経営体育成支援事業」の活用による、農業用機械や施設の導入を支援しました。

当事業を活用し、14の農業経営体が農業用機械や園芸用ビニールハウスなどを新規導入したほか、1経営体が暴風雨の被害を受けたハウスの修繕を行いました。

施設、機械等を導入する際に、融資機関から低利な融資を受けられるように融資機関に対して利子補給を行いました。利子補給実績は211件(対前年63件増)となりました。

6 農業及び農村における男女共同参画の推進

女性農業者や女性起業家の能力開発に向け、農村女性アドバイザー研修会や6次産業化研修会、首長との懇談会等の開催などに取り組みました。農村女性アドバイザーの新規認定実績は9名(対前年7名増)となりました。

農業分野における方針決定の場への女性登用促進に向け、市町農業委員会委員への女性登用を推進しました。女性登用実績は57名(対前年2名増)となりました。

農業経営体の家族の構成員が、それぞれの能力を発揮して経営改善に取り組む環境を整えるため、労働時間や休日、役割等を定めた家族経営協定の導入を推進しました。新規締結実績は15戸(対前年2戸増)となりました。

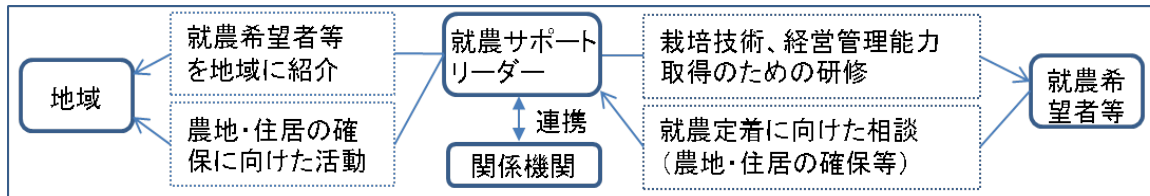
トピックス1

～就農希望者の就農・定着に向けた取り組みをサポート！～
就農サポートリーダー制度を実施しています。

近年、非農家出身の若年者が農業を目指す動きが活発化していますが、地域からの信用がないために、農地や施設が確保できないケースや、地域からのサポートを受けられず定着できないケースが見受けられます。

そこで、新しく農業を始めたい方が円滑に就農できるよう、就農希望者のサポートを担う意欲的な農業者を「みえの就農サポートリーダー」として登録し、サポートを希望する就農希望者とマッチングさせる制度を構築しました。併せて、「農業版就職支援事業」によって、市町によるサポートリーダーの活動支援を応援しています。

就農サポートのしくみ



取組事例（平成25年3月末時点）

A氏は、就農サポートリーダー第1号であるB氏（多気町、施設トマト）の元で、平成24年7月から1年間の就農サポートを受けています。

A氏はB氏のハウスで栽培技術の研修を受けた後、B氏が用意した研修用の小規模ハウスで、生産及び販売の実践経験を積みました。また、地域に馴染めるよう、B氏と一緒に地域活動にも参加しました。これらのサポートを受けた結果、A氏は平成25年4月に多気町で自営就農することが決まりました。自営就農後も、B氏は定期的にA氏のハウスを訪問し、技術指導を継続する予定です。



トピックス2

農業と福祉が連携して、農業分野での障がい者就労の場を創出します！

高齢化の進展に伴い、農業従事者の減少が急速に進んでおり、農業従事者の確保・育成が重要な課題となっています。

一方、県内の障がい者雇用率は全国的に見ても低く、障がい者の働く場の確保が重要課題であることから、農業と福祉が連携して、農業分野での障がい者就労の場を創出する取組を推進しています。

平成24年度は、関係部局が連携し、障がい者が担うことのできる農作業の可能性の検証や、農業者に対する意識啓発、人材の育成などに取組みました。

現在、農業に参入する福祉事業所は17事業所、障がい者を雇用する農業経営体は15経営体あり、286名の障がい者が農業分野で活躍しています。



写真は、障がい者の皆さんがジャガイモの種芋を植え付ける作業風景です。適性にあわせた作業配置により、種芋を畝に並べる作業、種芋を手渡す作業、種芋を土に埋める作業、土を被せて畝を整える作業の4つに分割して効率よく進められています

今後の主な課題

農業への新規参入を促進していくためには、「みえの就農サポートリーダー」を核として地域全体で新規就農者を受け入れようとする意識の向上や、「みえの就農サポートリーダー制度」のPR、農業法人等における新規就業者の定着率向上に向けた支援が必要です。また、企業の農業参入促進にあたっては、農業の技術力獲得や優良農地の確保に向けた支援が必要です。

農業経営者と障がい者が接する機会が少ないことや、障がい者とその家族にとって、就労先として農業への関心が低いことなどから、引き続き、農業経営者や福祉事業所、障がい者の家族等に農業分野における障がい者の活用に関する情報の提供に取り組む必要があります。また、福祉事業所に対する農業技術・経営指導のほか、農業ジョブトレーナーの育成、農作業のユニバーサル化、福祉事業所と農業経営体とのマッチング支援などに取り組む必要があります。

【基本事業Ⅱ-4】 農業生産基盤の整備・保全（担当：農業基盤整備課）

基本事業の取組方向

農業生産力の強化に向けて、環境と調和した生産や低コスト化、高度化に対応できる農業生産基盤の整備を進めるとともに、頭首工や用水路などの農業用施設の機能維持のための取組や防災対策を進めます。また、優良な農地の維持・保全や有効利用を促進するとともに、耕作放棄地の解消や未然防止対策を進めます。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	基盤整備済み農地における担い手への集積率			
目標項目の説明	パイプライン化など高度な基盤整備を実施した地域における認定農業者等への農地集積率（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)		基本計画の目標 (平成33年度)
	33.4%	50%		60%
行動計画の目標に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	36.9%	41.8	46.3	50%
実績値	38.0%			
達成率	100%			
評価	基盤整備済み農地における担い手への集積を目標どおり進めることができました。引き続き、農業生産力の強化に向けて、農業生産基盤の整備と併せて、担い手への農地集積を一体的に進めます。			

平成24年度の取組状況

1 農業生産性の向上に向けた基盤整備の推進

- ① 水資源の有効利用、生産性の向上や維持管理費を節減するため、かんがい排水施設の整備（21地区）や既存の老朽化施設の補強・緊急補修（7地区）に取り組みました。また、上記のうち21地区については、水管理の効率化、有効利用につなげるため、農業用水路のパイプライン化に取組み、4地区で事業が完了しました。

2 生産基盤の整備と一体的に、意欲ある農業者への農地集積を推進

- ① 農業生産性の向上を図るため、農地の区画整理や、区画整理に関連する農業用水路及び農道の整備など、16地区において基盤整備を実施し、3地区で事業が完了しました。

意欲ある農業者への農地集積を図るため、国補助事業も活用し、4地区において、土地改良区による土地利用調整活動等を支援しました。県内の基盤整備済み農地における担い手への集積率は38.0%（対前年比4.6%増）となりました。

3 基幹的水利施設の機能診断とその結果に基づいた確かな補修の推進

基幹的水利施設の長寿命化を図るため、機能診断の結果に基づき、7地区において既存老朽化施設の補強や緊急補修などの機能保全対策を実施しました。

新たに2地区において、用水管や用水路の劣化状況等を調べる機能診断に着手しました。

4 農地や農村の防災対策、海岸保全施設の整備の計画的、効率的な推進

大規模地震や局地的な自然災害からの被害を軽減するため、国や市町と連携して、農業用ため池（7地区）、排水機場（7地区）及び海岸堤防（2地区）の防災対策を実施しました。

5 農地転用許可基準の適正な運用による、優良農地の確保

優良農地の確保を図るため、市町農業振興地域整備計画の計画変更に係る協議の際に、市町に対して農業振興の観点から必要な助言を行いました。計画変更協議の実績は19市町で述べ37回でした。また、農地法の規定に基づき、農地転用に係る許可事務を適正に行い、農地転用許可件数は372件となりました。

地域における諸条件を考慮し、農地の総合的かつ効率的な利用を図られるよう、2ヘクタール以下の農地転用に係る許可権限を、新たに1町に移譲し、権限委譲の状況は10市9町となりました。

6 耕作放棄地の解消と未然防止を図るための取組

耕作放棄地の解消と未然防止を図るため、市町や農業委員会、農業関係者を対象に、耕作放棄地の再生に取り組む協議会の設立を促進し、県下全市町において設立されました。

三重県農業再生協議会の地域のブロック会議において、国の交付金の活用による耕作放棄地の再生に向けた啓発に取り組みました。国の交付金を活用した耕作放棄地の再生実績は5ha（対前年3.6ha増）となりました。

トピックス 1

農業水利施設の長寿命化を目指して、 基幹水利施設の機能保全対策に取り組んでいます！

農業用排水路や頭首工などの農業水利施設は、農業生産にあたって欠くことのできない重要な施設ですが、老朽化が進んでおり、適切な長寿命化対策を講じることが求められています。

そこで、効率的に農業水利施設の長寿命化を図るため、深刻な機能低下が発生する前に機能診断を実施し、劣化の状況に応じた補修等の整備を計画的に進める「機能保全対策」に取り組んでいます。

平成24年度には、昨年度までに実施した機能診断の結果を基に、7地区で用水管や用水路などの補強や緊急補修を実施しました。また、新たに2地区で基幹水利施設の機能診断に着手しました。

■機能保全対策の取組事例■

地区名：伊賀市、名張市 青蓮寺用水地区

事業名：基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業 青蓮寺用水地区



用水管の漏水



用水管の補修

トピックス2

水管理の省力化を目指して、用水路のパイプライン化を推進しています！

規模拡大を阻む要因となる水管理労力を軽減し、意欲ある担い手農家への農地集積を円滑に進めるため、用水路のパイプライン化を推進しています。

用水路のパイプライン化とは、地上のオープン水路をパイプラインにより地中化することです。従来の水路では、草刈やゴミ除去など水路の管理に多大な労力がかかりますが、パイプライン化することによりそれらの労力が大幅に軽減されます。また、水質の向上や用水の節約などの効果もあります。

県では、かんがい排水施設の整備や、既存の老朽化施設の補強・補修に併せて、計画的に用水路のパイプライン化を進めており、平成25年3月末時点でのパイプライン化率は約27%となっています。

パイプライン化の取組事例

芸濃南部地区における担い手への農地面的集積率は0%でしたが、パイプライン化を契機に担い手への農地集積を進めた結果、事業完了時には58%となりました。



自動給水栓の設置



パイプライン化した水田での営農状況

事業名：高度水利機能確保基盤整備事業（H22～24）

今後の主な課題

引き続き、農業生産性の向上に向けた基盤整備を推進するとともに、実施地区における農業経営体への農地集積等を促していくことが必要です。

用水路など農業用施設の老朽化が進んでいる中、引き続き、計画的に長寿命化のための整備を進めることが必要です。

市町において耕作放棄地対策に取り組む協議会は設立されたものの、所有者の意向を含めた耕作放棄地台帳の整備や所在地図の整備が一部市町に留まっており、耕作放棄地の解消が進まない現状にあります。市町と協議しながら、耕作放棄地台帳等の整備を進めていく必要があります。

【基本事業Ⅱ-5】 農畜産技術の研究開発と移転（主担当：農業戦略課）

基本事業の取組方向

県民の皆さんの多様化するニーズに的確に応えられる農畜産技術等の研究開発と農業者や食品産業事業者等への移転を通じて、新たな商品やサービスの提供を促進します。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数（累計）			
目標項目の説明	農業研究所及び畜産研究所が取り組む研究開発から生み出された成果のうち、次の①②のいずれかに該当する技術が活用された農業者等の商品やサービス等の件数（三重県調べ） ①開発技術、②県が開発した特許・品種等			
数値目標	計画策定時 （平成23年度）	行動計画の目標 （平成27年度）		基本計画の目標 （平成33年度）
	—	100件		250件
行動計画の目標に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	25件	50件	75件	100件
実績値	25件			
達成率	100%			
評価	<p>消費者のニーズに対応した農産商品等の開発及びノウハウの移転・普及に取り組み、農畜産技術の開発成果が活用された商品等の数について、目標を達成することができました。</p> <p>これまでの研究成果を活用するとともに、食品産業事業者等のニーズを踏まえ、商品開発等につながっていくよう、食品産業事業者等との連携を強化していく必要があります。</p>			

平成24年度の取組状況

1 消費者のニーズに対応した農産商品等の開発・実証及びノウハウの移転・普及

- ① 消費者ニーズに対応した農産商品等の開発・実証を行うため、産学官が参加したコンソーシアムにより、「熟成かぶせ茶の開発」や「かんきつ加工品の開発」など45件のテーマについて、研究成果を生かした商品やサービスの技術開発に取り組みました。これまでの研究成果の活用や平成24年度の研究開発の取組の結果、25の商品が開発され、商品等の技術については、関係する農業者等において活用が進んでい

ます。

農業研究所のこれまでの研究成果について体系的に整理を行い、研究所で育成された品種の特徴などを取りまとめた冊子と、開発した技術等を紹介する研究成果リーフレットを作成しました。また、これらの研究成果については、ホームページにより情報発信しました。

2 農業生産の持続性・効率性・安定性を高めるための技術開発

植物工場における先端的な栽培技術の開発に向け、大学や国の研究機関、メーカーと研究コンソーシアムを形成し、トマトとイチゴについて、高度な環境制御技術の活用により単収を増加させる新たな栽培技術の実証に取り組みました。トマトでは、慣行栽培よりも単収は増加し、イチゴでも、慣行より1か月以上早く収穫することができましたが、単位重量あたりの生産コストの削減は目標までには至りませんでした。

土地利用型農業における技術の開発では、水稻・小麦・大豆の小明渠浅耕播種栽培技術と作業機械の開発に取り組み、技術の確立、作業機械の開発につなげました。

安全・安心農業生産に資する技術として、イチゴの農薬使用回数を抑えるための防除技術の開発に取り組みました。イチゴの難防除病虫害に対する減農薬防除技術を開発しましたが、現地実証による技術の改良が必要です。

野生鳥獣の被害防止技術については、サルを対象とした追い払い技術やイノシシとシカを対象とした捕獲技術の開発に取り組みました。サルの追い払い技術については、ほぼ確立できたほか、シカ・イノシシの捕獲システムについても、考案・商品化し、普及が始まっています。

3 先端技術の活用による消費者のニーズに対応した新品種の育成

水稻では、高温障害の出にくい新品種として、「三重23号」を開発するとともに、うるち米（主食用）、赤米、もち米について、品種開発に取り組み、特性の異なるもち米2系統と、多収で発色の良い赤米1系統を選抜しました。

イチゴについては、次世代オリジナル品種の開発に向けて、選抜を進めたところ、種子繁殖型品種について有望な品種を選抜でき、品種登録出願ができる状況になりました。

カンキツでは、ニーズに添った優良品種の選抜を行い、食味が良好な早生系の「みえ紀南3号」と中晩柑の「みえ紀南4号」について品種登録することができました。

サツキでは生産者から要望の強い白系サツキの選抜を進め優良系統を選抜できました。また、国の育成品種（ブドウ、小麦、大豆、茶）の本県の適応性の評価では、小麦品種「ユメシホウ」、ブドウ品種「シャインマスカット」については適応性を確認し、本県での導入を図りました。

4 牛肉のおいしさ判定技術の活用による品質向上につながる飼養技術開発

松阪牛、伊賀牛などブランド牛のさらなる品質向上のため、「ブランド肥育牛に給餌する飼料用米の肉質への影響」の研究に取り組み、黒毛和種雌肥育牛への飼料

用米給餌の有効性を確認しました。

「飼養方法が牛肉味覚成分に与える影響」の研究では、農家での飼養条件や血統が味に影響することを解析しました。

5 畜産農家の収益性の向上に向けた研究開発

養豚農家の収益性向上に向け、暑熱時のリジン及びハーブ抽出物質等の給与技術開発に取り組みました。ハーブ抽出物質等による肉質向上効果や、繁殖母豚へのリジン給与における暑熱対策効果を確認しました。

地鶏の生産コスト低減及び高品質化を図るため、飼料用米の給与可能限界を検討するとともに、地鶏への飼料用米給与が、味覚に与える影響を分析しました。研究結果に基づき、適切な飼料用米の配合比率を解明し、商品を差別化する給与技術として、生産者に技術移転しました。

6 自給飼料生産の安定化など耕畜連携につながる技術開発

循環型社会の実現のため、稲作農家と酪農家との連携による、飼料用米など飼料の自給技術の開発に取り組みました。乳牛への自給飼料の給与技術として、給与限界を確認するなど飼料用米給与技術を開発しました。

トピックス 1

「熟成かぶせ茶」がデビュー！

～かぶせ茶生産日本一の三重県に新たなブランドが誕生しました～



熟成かぶせ茶 商品

三重県は茶の生産量が全国3位と、全国有数の茶の産地で、特に、茶の新芽を寒冷紗等で覆い、直射日光が当たらないように栽培した「かぶせ茶」については、生産量日本一となっています。

緑茶の需要拡大に向け、緑茶にこだわりの強い愛飲者をターゲットとする商品として、「熟成かぶせ茶」を開発しました。

この商品は、二重被覆による特殊な栽培技術で生産したかぶせ茶を、低温による保存技術で熟成したもので、まろやかで豊かな香りが特徴です。

平成24年度は、四日市の2件の生産者がこの技術を活用した茶を生産し、県内や首都圏で90g入り800円で販売しています。

トピックス2

「お米を食べて育ったおいしい豚肉」がデビュー ～ 飼料用米を与えても、柔らかくて美味しい豚肉を生産する技術を開発～

飼料価格が高騰し、飼料用米などによる飼料の自給体制構築が求められていることから、畜産研究所では飼料用米を与えても柔らかくて美味しい豚肉を生産できる技術の開発に取り組んできました。

このたび、配合飼料の5～10%を飼料用米に替えても、肉質や体重に遜色のない豚肉を生産する技術の開発に成功し、津市内の2軒の養豚農家に技術を移転しました。現在、飼料用米を与えた豚肉は、精肉や加工品として、県内量販店や養豚農家の直売店など26店舗で販売されています。



今後の主な課題

農業・畜産研究所のこれまでの研究成果については、農業者はもとより、食品産業事業者等の商品開発等に十分にはつながっていないことから、これまでの研究成果の情報発信やPRに取り組み、新たな商品開発に生かしていくことが必要です。

また、そのための食品産業事業者等との連携や研究コンソーシアムの形成を促進していくことも必要です。

3 基本施策Ⅲ 地域の特性を生かした農村の振興 と多面的機能の維持増進

めざす 方向	<p>農村地域に暮らす一人ひとりが元気に輝くとともに、地域の魅力が高まるよう、豊かな地域の資源を生かした都市住民等との交流の活発化や新たな経済活動の創出等に取り組みます。</p> <p>また、農業の持続的な活動が行われる中で農村の機能が十分に発揮されていくよう、快適性や利便性、農業の生産性の向上を図るとともに、地域住民の自主的な取組による「獣害につよい集落」の育成、生産者と県民の皆さんとの連携による多面的機能を維持増進する活動の活発化等に取り組みます。</p>				
基本目標指標	数値目標	農山漁村地域の交流人口			
		現 状 値 平成 23(2011) 年度	実績値(目標値) 平成 24(2012) 年度	行動計画の目標 平成 27(2015) 年度	基本計画の目標 平成 33(2021) 年度
		5,086 千人 (平成 22 年度)	4,874 千人 (5,160 千人) (平成 23 年度)	5,370 千人 (平成 26 年度)	5,670 千人 (平成 32 年度)
目標 項目 の 説 明	<p>農山漁村地域において、農山漁村の暮らしや食文化、農林水産業等を身近に体験することのできる主要な施設の利用者数(三重県調べ)。平成 27 年度の目標値は、平成 28 年春に把握できる平成 26 年度の実績値により測ることとします。</p>				
平成 24 年 度評価	<p>基本目標指標である「農山漁村地域の交流人口」について、目標を下回る実績となっており、集客力の向上を図るため、多様化する消費者ニーズに対応する集客サービスや商品の開発力向上を図る必要があります。</p> <p>基本事業の取組目標については、農山漁村の生活環境改善や、地域資源を生かした取組、農業の多面的機能の維持増進に向けた取組を推進しましたが、ニホンジカの生息数が増加したことなどにより、野生鳥獣による農業被害金額については目標を達成できませんでした。目標達成に向け、総合的に「獣害につよい三重づくり」に取り組んでいきます。</p>				

＜基本施策を構成する基本事業＞

- 【基本事業 1】安全・安心な農村づくり
- 【基本事業 2】獣害につよい農村づくり
- 【基本事業 3】人や産業が元気な農村づくり
- 【基本事業 4】多面的機能の維持増進

【基本事業Ⅲ-1】安全・安心な農村づくり（主担当：農業基盤整備課）

基本事業の取組方向

生活環境や生産基盤の整備、防災対策を通じて、快適性、利便性、農業の生産性の向上や安全・安心な農村づくりを進めます。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	生活環境を整備する農山漁村集落数（累計）			
目標項目の説明	新たに農山漁村集落内の道路、排水路、防火水槽等の生活環境の整備を行った集落数（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 （平成23年度）	行動計画の目標 （平成27年度）		基本計画の目標 （平成33年度）
	2集落	18集落		36集落
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	4集落	8集落	13集落	18集落
実績値	4集落			
達成率	100%			
評価	新たに2集落において、集落道路及び営農飲雑用水の整備が完了したことで、目標を達成しました。引き続き、計画的に生活環境の整備に取り組めます。			

平成24年度の取組状況

1 農村の道路網の整備や安全対策の強化

- ① 農業の近代化を図るとともに、農村の生活環境を改善するため、国の補助事業を活用し、地域や市町と連携して、農道の整備（14地区、0.44km）を進めました。2地区において事業が完了し、全線開通しました。

2 集落排水事業の計画的な推進

- ① 農村地域の生活環境と水質の改善を図るため、市町と連携して、県内の9地区において集落排水事業に取り組み、1地区において事業が完了し、平成25年1月より供用が開始されました。農村地域における生活排水処理施設の整備率は、73.5%（対前年比1.6%増）となりました。

3 中山間地域における基盤整備及び生活環境整備の実施

農業の生産条件等が不利な中山間地域の活性化を図るため、地域や市町などの関係機関と連携しながら、9地区において、農業用排水路や用水路など、農業生産基盤整備に取り組み、農業用排水路及び用水路など6箇所において事業が完了しました。

また、集落道路や集落排水路など、農村生活環境等の整備を併せて総合的に実施し、営農飲雑用水や集落道路など2箇所において事業が完了しました。

4 農業用水を活用した小水力発電等の導入促進

農業用水を活用した小水力発電施設の導入に向け、2地区において水利権取得に向けた調整を進めるとともに、新たに1地区において、導入の可能性を調査しました。

「中勢用水地区」での小水力発電施設の本格導入に向け、再生可能エネルギー固定価格買取制度をふまえた採算性などについて検討を行ったところ、関係機関と協議が整い、安濃ダムの河川放流口に整備することが決まりました。

トピックス 1

農業用水への小水力発電施設の導入に向けた取り組みを進めています！
～ 農村の地域資源の有効利用と低炭素社会の実現に向けて～



安濃ダム小水力発電施設整備予定箇所

国は、農業水利施設の適正な維持管理に向けて、必要なエネルギーを自給的に確保できるようにするため、用水路の落差等を活用した小水力等発電の導入を進めています。

県も、国の事業などを活用し、モデル地区を設定して導入の可能性調査や水利権取得に向けた調整などに取り組んできました。

モデル地区のうち最も導入の可能性が高い中勢用水地区の安濃ダムでは、固定価格買取制度をふまえた採算の検証など、本格的な導入に向けた検討を進めてきました。

この度、関係機関との協議が整い、安濃ダムの河川放流口に整備することが決まりました。今後、平成26年度～27年度の導入を目指し、平成25年度に実施設計を行います。

安濃ダムへの小水力発電施設導入計画

- ・事業概要：小水力発電施設整備 一式（フランシス水車）
- ・最大出力：272kW

トピックス2

紀宝町浅里地区に営農飲雑用水施設が完成しました ～ 県営中山間地域総合整備事業 紀宝中部地区～

紀宝町浅里地区では、溪流より取水した原水を各家庭の生活用水、営農用水として利用しており、大雨になると濁水が生じ生活用水として利用できない状況にありました。

そのため、安全・安心な生活用水と衛生的で安定した営農用水の供給に向け、県営中山間地域総合整備事業により、営農飲雑用水施設の整備に取り組んできたところ、平成24年度に事業が完了し、供用が開始されました。



< 施設の概要 >

- ・急速ろ過方式
- ・計画対象人口：99人
- ・計画用水量：76m³/日

今後の主な課題

農村地域の利便性の向上や生活環境の改善を図るため、引き続き、地域の合意に基づき、農村の道路網の整備や集落排水の整備を計画的に進めていくことが必要です。

小水力発電施設については、安濃ダムの河川放流口に整備することとなったため、今後は、整備に向けた手続きなどを着実に進めるとともに、さらなる小水力発電の普及に向けた取組を行うことが必要です。

【基本事業Ⅲ-2】 獣害につよい農村づくり（主担当：獣害対策課）

基本事業の取組方向

農村地域における鳥獣被害の軽減に向け、人の生活と自然との共生や生物の多様性を考慮しつつ、地域の実状に応じた狩猟や捕獲、獣肉処理・利用体制の構築、集落全体での防御対策など、「生息管理」と「被害対策」を組み合わせた総合的な取組の促進を図ることにより、獣害につよい集落づくりを進めます。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	野生鳥獣による農業被害金額				
目標項目の説明	サル、ニホンジカ、イノシシ等による農業の被害金額(三重県調べ)。平成27年度の目標値は、平成28年春に把握できる平成26年度の実績値により測ることとします。				
数値目標	計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)		基本計画の目標 (平成33年度)	
	473百万円 (平成22年度)	378百万円以下 (平成26年度)		331百万円以下 (平成32年度)	
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	
実績値	497百万円 (平成23年度)	/		/	
目標値	458百万円以下 (平成23年度)				
達成率	92%	/		/	
評価	取組を強化していますが、野生獣の生息域が拡大したことやニホンジカの生息数が増加したことなどにより、農業被害金額が依然高い水準にあり、目標を達成することができませんでした。引き続き、「生息管理」、「被害対策」に「獣肉等の利活用」を連係させて、総合的に獣害対策に取り組む必要があります。				

平成24年度の取組状況

1 「獣害につよい集落」の育成

- ① 市町が鳥獣被害防止特措法の規定により作成した「被害防止計画」に基づく、集落ぐるみによる野生鳥獣の追い払いや侵入防止柵の整備等の取組を支援しました。侵入防止柵の整備量は累計1,526km（対前年431km増）となりました。
- ② 獣害につよい集落づくりに向け、座談会などを開催して、情報の提供やアドバイスなどによる集落支援活動を行いました。獣害対策に取り組む集落は前年より63集

落増加して188集落となりました。

2 地域における有害鳥獣の捕獲力強化に向けた取組

野生獣の捕獲力の強化に向け、7地区で8基導入したシカ専用の大量捕獲わな「ドロップネット」の捕獲技術向上のため、実証試験を1地区で行い捕獲マニュアルを作成しました。

民間事業者等と連携し、ドロップネットの遠隔操作システムの開発に取り組み、スマートフォン・携帯・パソコンなどを使って、どこからでもリアルタイムの映像を見ながら捕獲が可能となる、大量捕獲わなの遠隔操作システム「まる三重ホカクン」の商品化に成功しました。現在、4基のドロップネットに導入されており、作業負担の大幅な軽減につながっています。

野生獣の捕獲を担う「鳥獣被害対策実施隊」の設置を推進するため、市町を対象に普及啓発を行いました。鳥獣被害対策実施隊設置市町は22市町（対前年2市増）となりました。

3 被害防止や捕獲技術に関する調査研究

森林内の堅果類（どんぐりなど）の生育状況が野生獣の行動に影響することが考えられることから、野生獣の出現を予察できるシステムの開発に向け、森林内の堅果類の生育状況を把握するための調査を実施し、データの蓄積を行いました。

近年、ニホンジカによる果樹の皮剥ぎ被害が増加していることから、皮剥ぎ被害防止技術の研究・開発に取り組み、剥皮対策に有効と思われる資材とその効果が検証できました。また、薬剤散布でシカの剥皮被害を防止できる可能性が高まりました。

果樹を中心に被害報告が増えているアライグマについては、捕獲手法が確立されていないことから、捕獲技術の研究・開発に取り組み、捕獲の基礎技術について確認できました。

4 獣肉等の利活用を推進

安全安心な獣肉の供給に向け、安全性や品質が確保された「みえジビエ食材」を提供できる環境づくりを進めるため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を遵守した解体処理施設の整備を支援しました。マニュアルを遵守した解体処理施設数は3施設（対前年皆増）となりました。

獣肉等の消費を拡大するために、食品産業事業者等との連携・マッチングによる商品開発や、レストランとのタイアップによる獣肉料理のメニュー化に取り組みました。新商品の開発実績は4商品（調味料、ペットフード、クッキー、革製品）、メニュー化実績は3事例（チェーンレストラン、洋食2店舗）となりました。

トピックス1

大量捕獲わなの遠隔操作システム 「まる三重ホカクン」の開発に成功！



導入が求められています。

ニホンジカについては、大量捕獲わなであるドロップネットの導入を進めてきましたが、わなの監視・スイッチが有線であり、夜間にわなの隣接地で監視が必要となるなど、普及にあたっては労力の軽減が課題となっていました。

課題の解決に向け、産学官の連携により遠隔操作システムの開発に取り組んできましたが、スマートフォン・携帯・パソコンなどを使って、どこからでもリアルタイムの映像を見ながら捕獲が可能となる、遠隔操作システム「まる三重ホカクン」の開発・商品化に成功しました。この技術は4地区で導入されており、作業負担の大幅な軽減につながっています。

本県の野生鳥獣による農業被害額は全国的にみても上位にあり、平成23年度におけるニホンジカによる農業被害額は全国7位、ニホンザルは2位となっています。

農業被害の軽減に向け、捕獲力の強化に取り組んでいますが、野生獣の捕獲を担う狩猟者の高齢化や減少が進んでいるため、効率的に大量に捕獲できる技術の

トピックス2

～「みえのジビエ食材」を提供できる環境づくりを目指して～ 野生獣肉の解体処理施設の整備を推進しています！

近年、野生獣による農林産物への被害が増加しており、自動車との衝突事故や家宅への侵入など、農林産物だけでなく、人の生活にも影響を及ぼしています。



県では、その対策として侵入防止柵などの被害対策や、個体数管理のための捕獲を進めており、併せて、捕獲したニホンジカやイノシシの野生獣肉の利活用を推進しています。

の補助金を利用した解体処理施設が整備されました。

今後も衛生的で品質の良い野生獣肉を安定供給するため、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を策定し、捕獲現場や解体処理施設への導入を進めており、平成24年度には、伊賀市内に県の

今後の主な課題

野生鳥獣による農林水産被害額は、依然として高い水準にあることから、引き続き、重点的な取組が必要です。

「獣害に強い集落づくり」を進めていますが、集落代表者アンケートでは800以上の集落で被害が発生していることから、さらに、地域の人材育成や組織体制を整備し、「獣害対策に取り組む集落」の拡大に取り組む必要があります。

これまで設置されている捕獲わなの捕獲率を向上させるとともに、ドロップネットのさらなる普及やニホンジカ以外の大量捕獲技術の確立が課題です。加えて、地元猟友会などとの連携により、地域の捕獲体制を充実・強化するとともに、隣接する市町の広域連携に取り組む必要があります。また、市町と連携し、捕獲後に利活用できない野生獣の処分を円滑に行う必要があります。

獣肉等の利活用の促進に向け、「『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル」を遵守した解体処理施設の整備を推進し、獣肉の安定的かつ十分に供給できる体制を整備する必要があります。

獣肉等のさらなる認知度向上、消費の拡大に向け、解体処理業者と食品産業事業者等との連携による新商品の開発やPR、販路の開拓などが必要です。また、安全性や品質が確保された獣肉を提供していくための食品産業事業者等の登録制度などを構築することが必要です。

【基本事業Ⅲ-3】人や産業が元気な農村づくり（主担当：農業基盤整備課）

基本事業の取組方向

都市住民や企業等との交流・連携の促進などを通じて、農村をさまざまな主体が関わる中で支えていく仕組みや住民の生きがいがづくりに取り組むとともに、自然、文化、農産物等農村地域の豊かな地域資源を活用した交流人口の拡大、就業機会の創出・確保を図ることにより、人や産業が元気な農村づくりにつなげます。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	「いなかビジネス」の取組数			
目標項目の説明	農山漁村地域における、地域の農産物をはじめ自然、文化、人等の豊かな地域資源を生かした新たな経済活動創出の取組数（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 （平成23年度）	行動計画の目標 （平成27年度）		基本計画の目標 （平成33年度）
	101件 （平成22年度）	170件		260件
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	125件	140件	155件	170件
実績値	125件			
達成率	100%			
評価	「いなかビジネス」の取組団体は125団体に増加し、目標を100%達成しました。今後は、多様化する消費者ニーズに対応するため、集客サービスや商品の開発力向上を図るとともに、効果的な情報発信を行う必要があります。			

平成24年度の取組状況

1 農村の魅力発信と都市と農村の交流促進

- ① 都市と農村の交流を活性化するため、農村の魅力や農村で楽しめる旅の情報を集めた広報誌「三重の里いなか旅のススメ」を約7,400部配布したほか、旬の情報をホームページやメールマガジンにより発信しました。
- ② 農村を繰り返し訪れるファンを増やすため、県内外のイベントに出展し三重の農村の魅力をPRするとともに、「三重の里ファン倶楽部」の会員を募集しました。三重の里ファン倶楽部会員数は約5,800名（対前年894名増）となりました。
- ③ 農山漁村地域の魅力発信を促進するために、「動画作成講座」及び「すごいやんか三重のいなかCMコンテスト」を開催しました。動画作成講座受講者数は43名、CMコンテスト応募作品数は15点でした。

2 地域の豊かな資源を活用した「いなかビジネス」の取組拡大

農村の有する豊かな資源を活用した農村起業を促進するため、「農山漁村起業のすすめ 日本の田舎は宝の山」と題した講座を開催し、農村の資源と都市のニーズを結んで新しいビジネスを作り出すコーディネーターの養成に取り組めました。平成24年度の講座修了者は11名で、これまでの同様の講座の修了生を含め、コーディネーターの養成数は28名となりました。

地域の豊かな資源を活用して魅力ある商品や集客サービスを提供する「いなかビジネス」の取り組みを進めるため、専門家派遣により、集落ぐるみによる新商品や新サービスの開発を支援しました。「いなかビジネス」の取組数は125件（対前年17件増）となりました。

交流事業に取り組む農村地域相互の連携を促し、受入体制を充実させるため、グリーン・ツーリズム実践者が一堂に会して、鳥羽市の離島において、第1回三重県グリーン・ツーリズムネットワーク大会を開催しました。（107名参加）

3 企業や学校等と連携した農村生活体験活動の促進

子どもや学生による農村生活体験活動を促進するため、体験プログラムの開発など、受入体制の整備を支援したほか、農林漁業体験民宿の開業を推進するため、農林漁業体験民宿セミナーを開催しました（セミナー受講者90名）。また、受入地域の情報をまとめたパンフレットを、県内学習塾や県内外の旅行会社などに配付しました。農村生活体験活動の受入地域は、8地域（対前年3地域増、受入停止中1地域を含む）農林漁業体験民宿の開業実績は21件（H24年度新規1件、廃業2件）となりました。

県内の農村の保全活動などに取り組む 1,200組織を対象に、企業のCSR活動等に関する受入意向調査を実施したほか、シンポジウムを開催し情報発信を行いました。（137名参加）

企業のCSR活動等と連携した農村の活性化を推進するため、三重県と包括協定を締結している企業等を対象に、農村をフィールドとしたCSR活動の実施提案、企業のCSR活動の受入を希望する農村とのマッチングを行った結果、1地域において農山村活性化協定が締結され、企業との連携により、荒廃茶園の解消や新商品開発などの取組が開始されました。（平成25年2月21日協定締結）

4 適切な体験プログラムを構成できる知識を持った指導者等の育成

農村における体験や交流活動の指導者として活躍できる知識と技術を修得する、農林漁業体験指導者（グリーン・ツーリズムインストラクター）を育成するため、3泊4日の日程で育成講座を開催したほか、指導者の企画能力のレベルアップを図るためフォローアップ研修を開催しました。農林漁業体験指導者数は97名（対前年21名増）となりました。

農林漁業体験活動の安全管理に関する取組のレベルアップを図るため、広く取組実践者を対象にした安全管理講習会を開催しました。（112名参加）

5 農業及び農村の資源を活用した実践活動の促進

中山間地域等における農業用水などの土地改良施設や農地の有する多面的機能が、地域住民の積極的な維持管理により良好に発揮されるよう、農村地域住民による農村環境の保全や創造などの取組を支援しました。県内3地区において、景観植物の植栽や水生生物の保護・育成など、地域住民による多様で特色あるむらづくりの取組が進みました。

農地の持つ他面的機能の発揮と地域住民活動の活性化を図るため、様々な保全活動を進める地域リーダーとして委嘱している「ふるさと水と土指導員（13名）」を全国研修会へ派遣し、資質の向上を図りました。（延べ6名参加）

トピックス1

農村の資源と都市のニーズを結ぶコーディネーター養成講座を開催！ ～農山漁村起業のすすめ 日本の田舎は宝の山～



農村の豊かな資源を活用した事業活動を促進するため、「NPO法人えがおつなげて」の曾根原久司代表理事を迎えて、「農山漁村起業のすすめ 日本の田舎は宝の山」と題してコーディネーター養成講座を開催しました。

当講座は、7ヶ月にわたる全6回のカリキュラムにより、地域資源を活用したビジネスモデルのプランニングや、プレゼンテーションの手法を学んでいたたく内容になっています。平成24年度は、11名が講座を修了し、実際に現場で活用できるビジネスモデルの創出に取り組みました。

また、プレゼンテーションの実践演習として、企業のCSR担当者を前にビジネスモデルをプレゼンテーションする機会も設けました。

これまでに、同様の講座の修了生を含め28名のコーディネーターを養成し、ワンディシェフ制度によるコミュニティレストランや、地元農家と提携した高級ジャムの販売など、農村起業に踏み出した事例あります。しかしながら、収入を安定確保する段階には至っておらず、講座修了後のフォローアップが必要な状況です。

今後、コーディネーター養成講座修了生が悩みや課題などを講師に相談できる「スキルアップ研修」を開催し、農村起業の実現に向けたフォローアップを実施します。

トピックス2

亀山のお茶農家組織とNEXCO中日本とが協定を締結！
～企業と農村のより良い共生の関係づくりを応援しています。～

農山漁村、特に中山間地域では、農林業の低迷に加え人口減少と高齢化が同時に進行し、地域住民の力だけでは集落を維持していくのが困難になりつつあります。

そこで、企業との連携による農村の活性化を促進するため、社会貢献（CSR活動）のフィールドを求めている企業と、企業の受入を希望する農村とのマッチングに取り組んでいます。

マッチングの結果、平成25年2月21日には、県内第1号の取り組みとして、亀山のお茶農家組織「亀山kisekiの会」と中日本高速道路株式会社（NEXCO中日本）が、「農山村活性化の取り組みに関する協定」を締結し、荒廃紅茶園の再生等の活動をスタートさせました。3月9日に、NEXCO中日本の社員約30名が、荒廃した紅茶園の再生作業などを行ったほか、今後も年4回程度、活動を続けていく予定です。



今後の主な課題

新たなサービスや商品の提供、イベントの定期的開催、各種広報媒体を通じた情報発信など、「いなかビジネス」に積極的に取り組んでいる集客交流施設の利用者数は、比較的確保されていますが、こうした取組が不十分な施設では、利用者数が大きく減少しました。利用者数を確保していくためには、取組が不十分な施設への重点的な支援を行うとともに、地域人材の育成、集客交流施設間や企業との連携などを通じて「いなかビジネス」の取組を活発化させ、集客力の向上を図る必要があります。

農山漁村地域の豊かな地域資源を生かし、都市との交流等を通じて、所得の向上、雇用機会の拡大につなげる「いなかビジネス」の一層の取組団体の拡大とともに、それぞれの経済活動の取組において、新規顧客の獲得やリピート率を高めるための情報発信、多様化する消費者ニーズに対応する集客サービスや商品の開発力向上を図る必要があります。

【基本事業Ⅲ-4】 多面的機能の維持管理（主担当：農業基盤整備課）

基本事業の取組方向

地域住民をはじめさまざまな主体との連携による、水路や農道など生産資源の保全管理や生態系の保全、景観形成などの活動を促進することにより、農業及び農村の持つ多面的機能の十分な発揮と、農村における地域活動の活性化につなげます。また、中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	農村の資源保全活動対象集落数			
目標項目の説明	農業及び農村の持つ多面的機能の重要性を理解し、さまざまな主体が参画する地域の農地・農業用施設等の保全活動が展開される集落数（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 （平成23年度）	行動計画の目標 （平成27年度）		基本計画の目標 （平成33年度）
	424集落	500集落		600集落
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	460集落	500集落	500集落	500集落
実績値	502集落			
達成率	100%			
評価	目標の「農村の資源保全活動対象集落数」については、国の「農地・水・保全管理支払交付金」の活用により、目標を達成することができました。引き続き、取組を継続的に発展させるため、地域資源を生かした経済活動の創出や地域のコミュニティ活動としての定着を推進していく必要があります。			

平成24年度の取組状況

1 農地・農業用施設の保全向上活動や景観の保全活動等への支援

- ① 農業の多面的機能の維持増進に向け、国の「農地・水・環境保全向上対策事業」を活用し、地域共同による農地・農業用施設の保全向上活動や、生態系、景観の保全、農村の文化の維持伝承活動等を支援しました。取組実績は502集落（対前年78集落増）、16,689ha（対前年1,562ha増）となりました。
- ② 県民の皆さまに、農業及び農村が有する多面的機能の重要性をご理解いただくため、「農地・水管理保全支払交付金」の取組事例などを紹介する、「みえのふるさと

交流フェア」を開催しました。(約600名参加)

2 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するための支援

生産条件が不利な中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止するため、国の「中山間地域等直接支払制度」を活用し、中山間地域等の傾斜農用地等において、5年以上耕作を続ける地域協定に参加した農業者に対し、交付金を交付しました。取組実績は229集落(対前年6集落増)、1,667ha(対前年49ha増)となりました。

3 農業及び農村における生態系や生物多様性の保全

地域環境に与える農業農村整備事業の影響を回避するため、事業を実施する8地区において、生態系の事前調査を行いました。また、事業が完了した1地区について、希少植物の保全効果を検証する事後調査を実施しました。

4 さまざまな主体の参画による生態系保全や地域景観形成活動などの促進

水田における生態系を保全するため、地域の学校と連携し、メダカなどの魚類が水路と水田を自由に行き来できる水田魚道をモデル的に2地区で設置するとともに、魚道を遡上する魚類や水田に棲む生き物観察会を開催し、生態系保全に対する地域住民の意識向上に取り組みました。

農業用ため池などの農業用水利施設は、農業生産に資するだけでなく、自然環境保全や良好な景観の形成、保健休養など多面的機能を有していることから、これらの多面的機能の発揮に向け、遊歩道やポケットパークなどの水辺環境の整備を6地区で進めました。うち、1地区において事業が完了し、ため池の周辺に整備した遊歩道などの供用が開始されました。

トピックス1

～水田の生態系を保全するため水田魚道を設置～ 田んぼの生きもの復活プロジェクトに取り組んでいます！



地元小学校の児童
による水田魚道の設置

昔は、水田と水路の高低差が少なく、メダカなどの魚類は、水田と水路を自由に行き来しながら、水田を産卵場所として活用していました。しかし、現在の水田は、ほ場整備によって水路との高低差が大きくなり、水田と水路を行き来できなくなったため、水田に棲む魚類が減少してしまいました。

そこで、水田の生態系の保全と地域住民の生態系保全に対する意識向上を図るため、県が農地・水・環境保全活動に取り組む地域住民等に材料を支給し、県のサポートのもと、水田魚道を設置する取組をモデル的に実施しています。この水田魚道は、水路と水田を半管樹脂製の波形管でつなぎ、堰板を左右交互に設置したもので、軽量のため簡単に設置できることが特徴です。

この活動には、地域の学校も参画し、地域住民と一緒に水田魚道の設置や、田んぼの生きもの観察などに取り組んでおり、子ども達の環境学習の機会にもなっています。

トピックス2

～農地・水・環境保全向上対策事業の取組事例～

地域のお米をブランド化した菰野町田光地区の取組



平成3年よりコスモスによる景観向上活動に取り組んでいる「菰野町田光地区」は、周辺一帯が平成17年に「田光のシテコブシ及び湿地植物群落」として国の天然記念物として指定されたこともあり、環境保全への取組意欲が高い地域です。

平成19年には、地元の農家100名のほか、地元小学校の教師・児童650名、老人会・婦人会など250名を含む1,000名を越える会員で構成する「田光資源と環境を守る会」が設立され、「農地・水・環境保全向上対策事業」を活用して、農業用施設の点検・維持管理、子ども農業体験、シデコブシ群生地の環境整備、ため池の池干し・外来魚の駆除などの取組が実施されています。

また、環境に配慮した農法で栽培された地元米のブランド化にも取り組まれており、湧水を水源とする農業用水の利用、農薬や化学肥料の節減によって生産された米は、地域限定米「田光米」と名付けられ、平成24年より販売が開始されました。

これらの取組が評価され、平成24年度には農林水産省の「豊かなむらづくり全国表彰事業」において、農林水産大臣賞が授与されています。

今後の主な課題

「農地・水・環境保全向上対策事業」を活用した農地等の維持・保全などの取組が持続的に発展していけるよう、学校やNPOと連携した地域コミュニティの活動としての定着や、農業体験や農産物販売など、地域資源を活用した経済活動の取組を促進する必要があります。

集落内の農業者だけでは耕作の継続が困難な集落については、中山間地域等における農業生産活動への支援を進める「中山間地域等直接支払制度」の活用が困難な状況にあります。制度の活用が円滑に進むよう、営農等の広域的なサポート体制の整備に向けた集落への実態調査等を行い、明確になった課題への対応策を検討していく必要があります。

4 基本施策Ⅳ 農業・農村を起点とした新たな価値の創出

めざす方向	<p>農業の活性化と県民の皆さんの豊かな暮らしの実現に向けて、消費者の多様な期待への的確な対応と、満足感や環境・健康志向などを満たす新たな価値の積極的な提案を通じて、地域資源の特徴を生かした競争力ある農産物やそれらの加工品・サービスの充実を図るとともに、県内、大都市圏をはじめとする県外や海外などに効果的に提供していくための環境整備を進めます。</p> <p>また、農業が県民の皆さんや消費者に支持されるよう、環境など社会の成熟化に伴うさまざまな期待への積極的な対応を図る生産活動等を促進します。</p>				
基本目標指標	数値目標	県産品に対する消費者満足度			
		現 状 値 平成 23 (2011) 年度	実績値(目標値) 平成 24 (2012) 年度	行動計画の目標 平成 27 (2015) 年度	基本計画の目標 平成 33 (2021) 年度
		25%	29.5%(28.0%)	40%	60%
	目標項目の説明	県産の農林水産物等に対して、満足していると回答した県内消費者の割合（三重県調べ）			
平成 24 年度 評価	企業等との連携によって、農業者等の農林水産資源を活用した新商品の開発や、国内外における販路開拓に対する支援、量販店におけるPRに取り組み、基本目標指標及びすべての基本事業において、目標を達成しました。引き続き、県産品に対する消費者満足度の向上につなげるため、さらなる新商品の開発や商品力の強化などに取り組む必要があります。				

＜基本施策を構成する基本事業＞

【基本事業 1】 新たなビジネス創出に向けた基盤づくり

【基本事業 2】 新たなマーケティング戦略の展開

【基本事業 3】 県民の皆さんと農業との支えあ関係づくり

【基本事業Ⅳ-1】新たなビジネス創出に向けた基盤づくり

(主担当：フードイノベーション課)

基本事業の取組方向

みえフードイノベーションの形成等を通じて、マーケットインの発想で農産物の高付加価値化やブランド化に挑戦する意欲的な農業者や食品産業事業者等を対象に、その取組に対する支援を行い、新しいビジネスモデルの創出を促進します。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	農林水産資源を高付加価値化するプロジェクトの創出数（累計）			
目標項目の説明	企業等との連携により農林水産資源を高付加価値化するみえフードイノベーション・プロジェクト等の創出数（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)		基本計画の目標 (平成33年度)
	—	25件		55件
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	10件	(達成済)	(達成済)	25件
実績値	29件			
達成率	100%			
評価	「みえフードイノベーション・ネットワーク」の創設や会員相互の連携の促進などにより、プロジェクト創出数は目標を上回る実績となりました。引き続き、商品力の強化などに取り組む必要があります。			

平成24年度の取組状況

1 みえフードイノベーション・ネットワークの形成

- ① 異業種や産学官の連携により、県内農林水産資源を活用した新商品開発を進める「みえフードイノベーション・ネットワーク」(227会員)を、平成24年5月に立ち上げました。
- ② ネットワーク会員相互の連携を誘発するため、ホームページの開設やメールマガジンの配信、県内農林水産資源の現地見学会、県内企業の独自技術を紹介する研修会などの開催に取り組みました。ネットワーク会員相互の連携により、新商品の開発プロジェクトが29件創出され、衛生管理された鹿肉を使った新メニューや調味料、米粉や伊勢茶を使った焼き菓子など20の商品が開発されました。

2 大都市圏等への販路拡大をめざす生産者・事業者の育成

首都圏等への販路拡大をめざす生産者・事業者を育成するため、FCP（フード・コミュニケーション・プロジェクト）のツールを活用して、商品の差別化、事業活動の信頼性や営業力の向上を促す研修会（18事業者参加）を開催しました。

研修成果を実践できる機会として、研修プログラムの中に、全国規模のマッチング商談会「スーパーマーケットトレードショー」への出展（14事業者出展）を組み込みました。

県産品の販路拡大に向け、優れた農林水産物や食品を選び、大都市圏等に発信する「みえセレクション」制度を創設しました。第1回の募集には、39件の応募があり、そのうち22件を「みえセレクション」として選定しました。

3 ブランド化に取り組もうとする生産者・事業者の発掘・育成

外部専門家がビジネス価値の高いお宝資源として評価した3件の素材（「かぶせ茶」「さばの塩辛」「青さ混ぜ海苔」）について、食の専門家を派遣し、商品化に向けたブラッシュアップ支援に取り組むとともに、東京丸の内のレストランでのトークショーや専門誌への掲載などにより、商品の魅力を広くPRしました。

地域の埋もれた食材を発掘し、商品力を高めるため、食の専門家による「みえのお宝食材鑑定会」を開催し、大賞として3件（「ソマカツオの塩切り」「新姫」「kisekiの紅茶べにほまれ」）を選定し、専門家からアドバイスを行うとともに、情報発信しました。

4 「もうかる農業」につながる新しい三重ブランドの創出

特に優れた県産品とその事業者を評価・認定する「三重ブランド」認定制度について、応募があった8件の中から、外部審査委員による審査を経て、新たに四日市萬古焼1品目（3事業者）の認定を行いました。認定品目は14品目（対前年1品目増）、認定事業者は37事業者（対前年3者増）となりました。

魅力的な素材の多い紀南地域において、もうかる農林水産業につながる新しい三重ブランドを創出するため、生産者を対象とした専門家によるアドバイスなどにより、紀南地域全体を統一的に発信する取組を実施しました。有名シェフ等のアドバイスにより紀南地域の食材を使った新しいメニューを開発し、首都圏の高級ホテルで開催した情報発信イベントにおいて提案しました。

トピックス1

～シカ肉の利活用を推進しています！～



鹿肉を使った、お肉料理が美味しくなる「フルーティソース」

三重県の中山間地域では、野生鳥獣による農業への被害が顕著で、被害額は年間約5億円にも上っています。

そのうち、ニホンジカによる被害額は年間約1億3千万円と深刻で、増えすぎたシカを減らすため、年間約1万5千頭を駆除していますが、さらに増える傾向にあります。

捕獲したシカ肉の利活用を促進し、さらなる捕獲につなげようと、シカ肉の衛生処理体制を整備するとともに、「みえフードイノベーション・ネットワーク」を活用した企業等とのマッチングにより、新しい商品の開発に取り組んでいます。

これまでに、チェーンレストラン等とのタイアップによる鹿肉料理のメニュー開発(シカ肉を活用したコロツケ入りカレー等)や、調味料、ペットフード、革製品などが商品化されました。

しかしながら、シカ肉に対する認知度が低いことから、引き続き、新たな商品の開発や販売促進などにより、シカ肉の普及啓発に取り組んでいきます。

トピックス2

～三重焼き菓子プロジェクト～

産学官連携により県産農林水産物を使ったバウムクーヘンを開発！



発売記念セレモニー

県内の飲食店、製粉会社、大学、県が連携して、県産農林水産物を使った洋菓子(バウムクーヘン)の新商品開発に取り組んでいます。

これまでに、県産米粉を使った「日輪」、県産米粉と伊勢茶を使った「伊勢茶バウム」、県産真珠貝カルシウムを使った「伊勢 なぎさの神話バウム」を開発しました。

発売開始セレモニーには知事も出席し、新商品のPRを大々的に行いました。現在、各商品は県内観光地などで販売されています。



伊勢茶バウム

今後の主な課題

産学官の連携により県内農林水産資源を活用した新商品開発を進める「みえフードイノベーション」により、新商品の開発などに取り組みましたが、県内農林水産業を牽引するまでの商品の開発までには至っていないことから、引き続き、研究開発等と連携したさらなるプロジェクト創出やブラッシュアップ、開発した商品の情報発信などに取り組み、商品開発や商品力の強化を図っていく必要があります。

【基本事業Ⅳ-2】新たなマーケティング戦略の展開

(主担当：フードイノベーション課)

基本事業の取組方向

消費者ニーズや市場動向を把握・分析し、新たな需要の創造を促進することを通じて、農産物直売所等を核とした県産農産物の新たな域内流通の仕組みづくりを進めるとともに、大都市圏、海外へ向けた販路拡大や売り上げの増加に取り組む事業者を支援し、経営の発展と地域の活性化につなげます。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	大都市圏等への販路拡大をめざす事業者の売上げ伸び率			
目標項目の説明	県が実施する販路拡大事業等に参加した事業者の対象品目の売上額の平成23年度を基準（100）とする伸び率（三重県調べ）			
数値目標	計画策定時 （平成23年度）	行動計画の目標 （平成27年度）		基本計画の目標 （平成33年度）
	100	110		120
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	101	105	108	110
実績値	104			
達成率	100%			
評価	食品産業事業者とのマッチング支援や大都市圏における商談機会の提供、輸出に向けた取組の促進などを行い、目標を達成することができました。引き続き、大都市圏における商談機会の提供や輸出の促進等により、国内外における販路拡大を推進します。			

平成24年度の取組状況

1 6次産業化及び食品産業事業者等とのマッチング支援

- ① 農業者が自らの生産物を用いて加工や販売に取り組む6次産業化を進めるため、三重県農林水産支援センターに6次産業化に関する相談窓口を設けるとともに、意欲的な農業者等を対象に6次産業化アドバイザーを派遣（33回）し、商品開発・販路開拓等の諸課題についてアドバイスを行いました。
- ② 異業種との連携や6次産業化などにより、新たなビジネス展開（アグリビジネス）を希望する農業者等を支援するため、食品産業事業者の紹介や商談会等の情報提供などにより、30件の食品製造事業者等とのマッチングを支援しました。

2 大都市圏等における商談機会の提供及び情報発信

大都市圏での県産農産物等の販路拡大を支援するため、首都圏の総合食品企業や飲食店等のバイヤー（10社）を県内に招へいし、生産現場において現地商談会を開催しました。

都内飲食店等への県産食材の提案会や名古屋市内でのマッチング交流会開催（39社参加）などを通じて、大都市圏での商談機会を提供し、75件（対前年26件増）の商談成立につなげました。

県産農産物等の認知度向上を図るため、都内百貨店等3店舗及び名古屋市内量販店において三重県フェアを開催し、県産農産物等の魅力をPRしました。

3 意欲ある生産者・事業者による輸出に向けた取組の促進

県産品の輸出促進のため、平成25年3月に、台湾の大型商業施設と高級スーパーで、22事業者から114件の県産品の出展を得て、三重県物産展を開催しました。また、物産展の開催に先立ち、台湾からバイヤーを招聘し事前商談会を開催しました。

アセアンでの輸出促進のため、シンガポールにおいて、国際見本市や食品の販売店舗等を現地視察したほか、タイ王国において、物産展の開催に向けた知事のトップセールスを実施しました。

台湾及びタイ王国での「三重県物産展」ならびにシンガポールを起点としたアセアン販路開拓事業の実施を見込み、登録商品の一次募集を3月より開始しました。3月末時点での応募件数は、16事業者80件となりました。

トピックス1

首都圏バイヤーを招聘し現地商談会を開催！

～トップセールスを実施しました～



知事トップセールス

首都圏から、総合食品企業や飲食店等のバイヤー（10社）を三重県に招聘し、生産現場において現地商談会を開催しました。

バイヤーを、熊野や尾鷲などの生産現場に案内し、あわせて、三重県知事によるトップセールスを実施しました。

現地商談会の結果、全国で惣菜事業や飲食事業を展開する総合食品企業の三重県フェアにおいて、熊野地鶏やみかんジュースが食材として使用されるなどの成果につながりました。

また、首都圏営業拠点が立地する日本橋から老舗の飲食店5社の参加があり、知事のトップセールスにより県産農林水産物等のPRを行うとともに、三重県フェアの開催など、日本橋と三重県が連携した取組を展開できるよう、協力を依頼しました。

トピックス2

台湾で三重県初の物産展を開催！

～ 県産品の海外進出を応援しています～



試食販売

県産品の輸出拡大と知名度向上に向けたPRを行うため、台湾の高級ショッピングモール等4店舗において、三重県初の物産展を開催しました。

物産展開催に先立ち、台湾からバイヤーを招き、台湾での販路開拓を希望する県内事業者との商談会を開催しました。

物産展当日は、物産販売だけでなく、三重県の魅力を伝えるため、手裏剣投げ体験や忍者クイズなど、

忍者を使った観光PRを同時に行いました。

こうした取組を台湾で継続的に行うことにより、県産品の輸出拡大と三重県の知名度向上につなげていきたいと考えています。



手裏剣投げ体験

台湾での三重県物産展の概要

1. 開催会場及び会期

裕毛屋（ゆうもうや）

物産展名称等：日本三重県物産展（台中市2店舗、彰化市1店舗）

会期：平成25年3月6日（水）～3月12日（火）の7日間

微風廣場（びふうひろば）

物産展名称等：三重県物産展（台北市1店舗）

会期：平成25年3月15日（木）～3月25日（日）の11日間

2. 出展事業者数及び出展商品

事業者数：県内の22業者

商品：魚加工品、日本酒、調味料、麺類、納豆、乾物、菓子類など114品

今後の主な課題

県産品を国内外に積極的に売り込むため、首都圏等での販路拡大、台湾での物産展の開催など、本格的な輸出拡大に向けた取組を行いましたが、販売先や販売量が限られていることから、継続的な情報発信と販路開拓が必要です。

【基本事業Ⅳ-3】 県民の皆さんと農業との支えあう関係づくり

(主担当：フードイノベーション課)

基本事業の取組方向

県内で生産される農産物の供給等を通じ、県民の皆さんの豊かな生活につながるよう、消費者の期待と信頼に応える生産・流通活動の促進を図るとともに、食品産業事業者や消費者団体等との連携による食育や地産地消の促進に取り組みます。また、環境貢献や障がい者の農業就労支援などの取組を通じて、農業に係る新たな価値の創出とその「見える化」を進めることにより、県民の皆さん等の県産品に対する満足度の向上を図ります。

基本事業を推進するための取組目標

目標項目	企業との連携による食育等のPR回数			
目標項目の説明	企業との連携によるイベント等を通じて食育等のPRを行った回数 (三重県調べ)			
数値目標	計画策定時 (平成23年度)	行動計画の目標 (平成27年度)		基本計画の目標 (平成33年度)
	—	8回		8回
行動計画の目標 に対する達成率	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目標値	8回	8回	8回	8回
実績値	11回			
達成率	100%			
評価	県内量販店等と連携した「みえ地物一番キャンペーン」等、旬の県産農産物のおいしさや機能性などをPRするイベントを開催し、目標を達成しました。県産農産物等に対する県民の満足度を向上させるため、引き続き、食品の機能性等に関する情報発信や、学校給食への県産食材の導入促進に取り組む必要があります。			

平成24年度の取組状況

1 食育や地産地消に関する情報を企業等と連携して積極的に発信

- ① 県内農林水産物の販売促進を図るため、県内量販店等において「みえ地物一番」キャンペーンのイベントを6回開催し、知事のトップセールスや新しい食べ方の提案などにより、旬の農産物のおいしさや機能性について情報発信しました。

2 学校給食における県内産農産物の使用促進

学校給食における県内産農産物の活用を促進するため、学校栄養教諭や教育委員会など需要側と、生産者や流通事業者など供給側を集めた検討会を開催し、学校側のニーズの把握や、食材納入スケジュールの調整などを進めました。

学校側のニーズに基づき、学校給食用食材の試作品開発に取り組み、先生や生徒の評価を経て、「フレッシュカットほうれん草」と「あのりさばフレーク」を商品化しました。これらの商品は、平成25年4月より112校で導入されています。

3 農業が果たしている新たな価値を県民の皆さんに伝える環境づくり

環境に配慮した農業生産活動とあわせて、その「見える化」に向けた取組を進めるため、研修会(5回)の開催により、生産方法や栽培履歴を第三者機関が確認し、要件を満たした生産物にマークを表示する「みえの安心食材表示制度」の普及啓発に取り組みました。また、県民に「みえの安心食材表示制度」をPRするため、プレゼントキャンペーンや量販店店頭での販売促進を実施しました。

「みえの安心食材表示制度」の設定品目は98品目、登録数は62品目、908件(対前年75件増)となりました。

環境に配慮した農業生産活動が、環境にどのように貢献しているのか、消費者に分かりやすく伝えるため、農業研究所において環境貢献度の評価手法の研究に取り組みました。トンボなどの指標生物の個体数や土壌に残る炭素量から、環境への貢献度を測る「生物指標」及び「炭素貯留効果指標」を策定しましたが、現場への導入は今後の課題となっています。

農業分野における障がい者就労の取組を県民に伝えるため、雇用経済部など関係部局が連携し、障がい者によって生産された農産物を活用した商品の販路開拓などを支援しました。福祉事業所で生産された野菜を使って開発した餃子について、専門家派遣による商品のブラッシュアップや販売先の紹介などの支援に取り組み、県内スーパーでの販売につながりました。

トピックス1

みえ地物一番キャンペーンを実施！

～ 県内量販店で県産農産物をPRしました～

県産農産物の魅力を発信するため、県内量販店で「みえ地物一番キャンペーン」を開催しました。1月には2店舗で旬の「かおりのイチゴ」を、3月には1店舗で「三重なばな」のPRを行いました。

このキャンペーンには知事も出席し、農業研究所のデータをもとに、糖度や酸度など科学的根拠に基づく「おいしさ」を消費者にアピールしたほか、食の専門家が、抗酸化力など旬の野菜が持つ機能性についての説明を行いました。

また、牛乳を混ぜて作るデザートや鍋用調味料など、大手食品企業の商品とコラボし、新しい食べ方の提案も行いました。

県民の皆さんに県産農産物の魅力を知っていただき、継続した購入につなげていくため、今後も、県内量販店や食品企業と連携し、県産農産物のPRに取り組んでいきます。



県内量販店で三重なばなの旬や栄養、機能性をPR

トピックス2

子どもたちに県産の農産物をたくさん食べてもらうために

～ 新たな学校給食用食材の開発に取り組んでいます！～



フレッシュカットほうれん草を使ったスープ

県産農林水産物の学校給食での活用を促進するため、学校栄養教諭や教育委員会など需要側と、生産者や流通事業者などの供給側の調整を図る検討会を開催し、学校側のニーズに基づく学校給食用食材の開発に取り組んでいます。

平成24年度には、サンプル提供によるレシピの検討や、先生や生徒による試作品の評価に取り組み、県産農水産物を活用した加工食品を2品目（「フレッシュカットほうれん草」「あおりさばフレーク」）商品化しました。

平成23年度より実施しているこの取り組みにより、学校給食への県産農林水産物の導入品目は3品目増となりましたが、さらに導入を拡大するため、骨まで食べられる魚の加工品や、ご飯用調味食材など、学校側のニーズの高い給食用食材の開発に取り組めます。

今後の主な課題

「みえ地物一番」キャンペーンの推進や、「みえの安心食材表示制度」の運用、学校給食への県産食材の活用を進めるなど、消費者と農林水産業との支え合う関係づくりに取り組んできていますが、県産農林水産物等に対する県民の満足度のさらなる向上に向け、食品の機能性や農業が果たす環境保全の役割など、消費者に、関心の高い情報を発信していくとともに、子どもたちに農業や食への理解を促すため、学校給食向けなどに県産食材を安定的に供給していくことが必要です。

**三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
平成 24 年度 実施状況報告**

2013 年（平成 25 年）10 月
三重県

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
T E L 059-224-2016（農林水産部農業戦略課）
F A X 059-224-2558